各都道府県知事 殿

消防庁長官(公印省略)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について(通知)

「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」(平成27年3月31日消防広第74号) (以下「要請要綱」という。)、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」(平成16年3月26日 消防震第19号)(以下「運用要綱」という。)、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援 実施要綱」(昭和61年5月30日消防救第61号)(以下「広域航空要綱」という。)及び「大 規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」(昭和61年5月30日消防救第61号) (以下「広域航空細目」という。)について、下記のとおり改正しました。

また、本改正に伴い、「緊急消防援助隊の活動に係る経費の負担について」(平成8年4月3日消防救第59号)を廃止することとしましたので、通知いたします。

貴職におかれましては、改正内容を御理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申 し添えます。

記

1 経費負担に関する規定

(要請要綱第2条、第41条、第42条、広域航空要綱第17項、広域航空細目第10項)

- (1) 第三者への損害賠償は、経費負担の主体を明記はせず、原則として、応援側・受援側の 双方で協議して決定することとした。
- (2) 消耗品費及び物件費、賃借料、車両修繕費については、経費負担の主体の表現の統一と明確化をすることとした。
- (3) 賞じゅつ金は、国、応援側及び受援側それぞれ支給することが可能であることから、あらかじめ負担する団体を規定せず、その他の経費とすることとした。
- (4) 公務災害補償は、活動によるかかり増し経費でないことから応援側の負担とした。
- 2 同一消防本部内での部隊移動(要請要綱第2条、運用要綱第2条)

緊急消防援助隊が活動中の市町村から他の市町村へ転戦する場合、長官又は受援都道府県 知事による部隊移動の指示等が必要となるが、広域消防(事務委託、事務組合、広域連合等) の構成市町村内の部隊移動については、部隊移動の指示等が必要ない(同一消防本部内での 部隊移動は部隊移動に該当しない)ことを第2条に明記するとともに、消防組織法に基づく 長官の指示等による同一都道県内の部隊移動を第2条に追記した。

- 3 迅速出動の中止(要請要綱第32条)
 - 迅速出動の中止について、限定的な条件を削除し、災害や被害の状況に応じて長官が中止を判断できることとした。
- 4 後方支援本部の事務(運用要綱第13条)

緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計事務について、後方支援本部の事務として明記した。

5 署活動用無線機の運用(運用要綱第32条)

署活動用無線機の運用について、「緊急消防援助隊出動時における署活動用無線機の使用について(通知)」(平成31年4月25日付け消防広第102号・消防情第128号)のとおり明記した。

6 その他

表現の適正化及び様式の修正を行った。

添付資料

- 別添1 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱
- 別添2 緊急消防援助隊の運用に関する要綱
- 別添3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 別添4 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目
- 参考1 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 (新旧対照表)
- 参考2 緊急消防援助隊の運用に関する要綱(新旧対照表)
- 参考3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(新旧対照表)
- 参考4 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目(新旧対照表)

【問い合わせ先】消防庁広域応援室 鈴木補佐・入澤係長・古波・安藤・<u>田中</u> TEL: 03-5253-7527 FAX: 03-5253-7537 E-mail a5. tanaka@soumu.go.jp

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

平成 27 年 3 月 31 日 消防 広第 74 号 改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防 広第 80 号 改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防 広第 93 号 改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防 広第 35 号 改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防 広第 190 号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 出動の求め又は指示等
- 第4章 受援体制
- 第5章 部隊移動及び増隊要請
- 第6章 応援等の引揚げの決定
- 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第8章 防災関係機関との連携
- 第9章 応援等実施計画及び受援計画
- 第10章 応援に要した経費の負担区分
- 第11章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。)及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。)に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 政令市等とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。

- (5) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。)における航空機を用いた消防活動の拠点(以下「活動拠点へリベース」という。)の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道 府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその 任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村(東京都の特別 区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁へリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター(以下「消防庁へリ」という。)をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官(以下「長官」という。) と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。)若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び 当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断し た場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を 行うものとする。

- 2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 前二項の要請は電話(災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府 県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。)に より直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとす る。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これ らを把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同 じ。)により速やかに行うものとする(別記様式1-1)。
 - (1) 災害の概況
 - (2) 出動を希望する区域及び活動内容
 - (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長等の連絡)

- 第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の 市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県 知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項 各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び 応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファ クシミリにより速やかに行うものとする(別記様式1-2)。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認める ときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができる ものとする。
- 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする(別記様式1-2)。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

- 第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼(消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。)するものとする(別記様式2-1)。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする(別記様式2-2)。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼(消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。)するものとする(別記様式2-1)。
- 4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮 して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告す るものとする(別記様式2-2)。
- 6 消防庁は、別表A-1及び別表A-2に定める災害発生後、災害の状況、被災地消防本部及 び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊 の応援等が不要と判断した場合は、第3項の規定に基づき出動準備を行っている登録都道府県 及び登録市町村の消防本部に対して、出動準備の解除を連絡(消防本部にあっては、都道府県 を経由して行う。)するものとする。

(長官による出動の求め、指示等)

- 第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の 消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が 必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指 示を行うものとする(別記様式3-1)。
- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するも

- のとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を 指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第 14 条に規定す る消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整の上、応援先市町村を指定するも のとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊(指揮支援部隊及び航空部隊を除く。)を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急 消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全て の指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出 動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を 指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合 は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1(1)の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知(市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。)するものとする。

(応援等決定通知)

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対してその旨を通知(市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。)するものとする(別記様式3-2)。

(都道府県知事による出動の求め又は指示)

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市 町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

(緊急消防援助隊の出動)

- 第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市 町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。
- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし(別記様式2-2)、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本

部に対して通知(消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。)するものとする(別記様式3-3)。

(指揮支援部隊の基本的な出動計画)

- 第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第 1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない 場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
 - (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
 - (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、 原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリ ベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

(航空小隊の基本的な出動計画)

- 第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。
 - (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める 災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
 - (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
- (2)情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム(以下「ヘリサット」という。)又は ヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動 又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- (4)消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁へリを優先的に使用するものとする。
- (1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- (2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

- 第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害 の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものと する。
- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当

該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務 するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難い場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合 に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動するこ ととする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資する ため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の 2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部 と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。)に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第39条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画 (以下「受援計画」という。)に定めておくものとする。
- (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
- (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
- (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地 消防本部の職員
- (4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する

者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長

- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲 げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議 に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡する ものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡 先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以下「現地派遣職員」という。)を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は 航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6)被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府 県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

- 第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。
 - (1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

- 第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、 都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制(別記様式7)により 情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大 隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共 有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等につ いて必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報 共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとす る。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

- 第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。
- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合
- 2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、水上小隊、 航空小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の 事情がある場合は、この限りでない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

- 第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。
- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする(別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式 6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び 緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、そ の旨を通知するものとする(別記様式6-4)。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該 都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする (別記様式6-5)。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

- 第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。
 - (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動 に関する意見を求めるものとする。
 - (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊 及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、移動先の市町村の長に対して、 速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-7)。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を 通知するものとする(別記様式6-8)。

- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-9)。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8)調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

(受援都道府県の知事による増隊要請)

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする(別記様式1-1)。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第23条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第24条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4-1)。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

- 第25条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊 長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援 部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊 長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了す るとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て 引揚げるものとする。
- (1)活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無

- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
- 4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、 指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防 庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げに ついて報告するものとする。
- 5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空 指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げる ものとする。
- (1)活動概要(場所、時間、隊員数等)
- (2)活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
- 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対して その旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支 援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空 指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。
- 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

第 26 条 第 24 条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4-2)。

(帰署(所)報告)

- 第27条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所) 後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。
- 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所) 後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第 28 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署 (所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の 代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式5-1、5-2)を作成し、 消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

- 第29条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6弱(政令市等は5強)以上の地震が 発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。
 - (1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合
 - (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

- 第30条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表E-1及び別表E-2のとおりとし、登録都 道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第33条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。
- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表E-1及び別表E-2に基づき、登録都 道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとと もに、その後、様式(別記様式3-1又は3-4)を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第31条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別記様式3-2)。

(迅速出動の中止)

第32条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速 やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

- 第33条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先(進出拠点を兼ねる。)は、原則として、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎(消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。)

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

- 第34条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害 状況等を確認し、長官に報告するものとする。
- 2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、 出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本 部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都 道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

- 第35条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、 消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。

第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第36条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等 との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

- 第37条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。
- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助 隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本 部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

- 第38条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。
- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (4) NBC災害即部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (7)情報連絡体制に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を 行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告 するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する 都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

- 第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける 場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)に規定する救助活動のための拠点施設をいう。)の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7)燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着 陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告すると ともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府 県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長 に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第40条 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

- 第41条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動 した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各 号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1)受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条 各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村(以下「応援都道府県等」という。)において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議 により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原 則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

- 第42条 法第44条第5項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1)消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号 に掲げる経費
 - (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償 に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議 により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原 則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第11章 その他

(都道府県の訓練)

第43条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

- 第44条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとと もに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定 を適切にできる体制を確保するものとする。
- 2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急 参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第45条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

別表 A - 1 (出動準備を行う緊急消防援助隊)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
I	・最大震度7の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮 支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指 揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊・震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出 動航空小隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備 航空小隊のうち出動可能な全隊
п	・最大震度 6 強(東京都特別区は 6 弱)の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮 支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指 揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府 県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出 動航空小隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備 航空小隊のうち出動可能な全隊
皿-ア	・最大震度6弱(東京都特別区は 5強、政令市は5強又は6弱) の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮 支援隊(指定順位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府 県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出 動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第 1 次出 動航空小隊のうち出動可能な全隊
皿ーイ	・大津波警報が発表された場合	・大津波警報が発表された都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第 1 位)	・大津波警報が発表された都道府県に対応する第 1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機 動部隊のうち出動可能な全隊	・大津波警報が発表された都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊
IV	・噴火警報(居住区域)が発表された場合	・噴火警報(居住区域)が発表された都 道府県に対応する統括指揮支援隊(指定 順位第1位)		・噴火警報(居住区域)が発表された都 道府県に対応する第1次出動航空小隊の うち出動可能な統括指揮支援隊輸送航空 小隊 ・噴火警報(居住区域)が発表された都 道府県に対応する第1次出動航空小隊の うち出動可能な情報収集航空小隊

[※] 発生した地震の震央が海域の場合は、震央管轄都道府県を最大震度都道府県と読み替える。 基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、除く。

別表A一2(複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震が発生した場合において出動準備を行う緊急消防援助隊)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
I	・最大震度7の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指 揮支援隊(指定順位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道 府県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小 隊のうち出動可能な全隊
П	・最大震度 6 強(東京都特 別区は 6 弱)の地震が発生 した場合	・震央管轄都道府県に対応する全ての 指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
Ⅲ−ア	・最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強 又は6弱)の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての 指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊・震央管轄都道府県に対応する出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
皿ーイ	・大津波警報が発表された場合	・大津波警報が発表された都道府県に 対応する統括指揮支援隊(指定順位第 1位) ・大津波警報が発表された都道府県に 対応する全ての指揮支援隊のうち出動 可能な全隊	・大津波警報が発表された都道府県に対応する 第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統 合機動部隊のうち出動可能な全隊 ・大津波警報が発表された都道府県に対応する 出動準備都道府県大隊の属する都道府県の統合 機動部隊のうち出動可能な全隊	・大津波警報が発表された都道府県に対応する第 1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ・大津波警報が発表された都道府県に対応する出 動準備航空小隊のうち出動可能な全隊

[※] 発生した地震の震央が海域の場合は、震央管轄都道府県を最大震度都道府県と読み替える。 基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、除く。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

新潟市消防局 新潟市消防局 新潟市消防局 新潟市消防局 新潟市消防局
新潟市消防局 新潟市消防局 新潟市消防局
新潟市消防局 新潟市消防局 新潟市消防局
新潟市消防局新潟市消防局
新潟市消防局
新潟市消防局
新潟市消防局
新潟市消防局
川崎市消防局
相模原市消防局
相模原市消防局
川崎市消防局
川崎市消防局
川崎市消防局
旧模原市消防局
新潟市消防局
大阪市消防局
大阪市消防局
神戸市消防局
静岡市消防局
静岡市消防局
神戸市消防局
名古屋市消防局
大阪市消防局
神戸市消防局
神戸市消防局
神戸市消防局
神戸市消防局
岡山市消防局
神戸市消防局
神戸市消防局
広島市消防局
比九州市消防局
広島市消防局
比九州市消防局
熊本市消防局
岡山市消防局
広島市消防局
比九州市消防局
広島市消防局
熊本市消防局
熊本市消防局
熊本市消防局熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表C(第一次出動航空小隊)

***	第一次出動航空小隊												
災害発生 都道府県	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集	脈空小隊	救助・救急・輸送航空小隊等									
北海道	117.27.00	青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県		
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県			
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県			
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉市	新潟県		
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県			
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	埼玉県	新潟県			
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	埼玉県	東京	川崎市	新潟県			
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県			
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県			
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉市	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県			
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	千葉市	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡市			
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	静岡市			
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	静岡市		
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉市	東京	長野県	静岡県	静岡市	名古屋市		
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	東京	横浜市	長野県			
富山県	名古屋市	埼玉県	新潟県	東京	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市			
石川県	名古屋市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	浜松市	愛知県	滋賀県	京都市			
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市			
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	横浜市	川崎市	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市			
長野県	東京	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市			
岐阜県	名古屋市	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	長野県	浜松市	三重県	滋賀県			
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	千葉市	東京	川崎市	長野県	岐阜県	愛知県	名古屋市			
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	三重県		
三重県	名古屋市	愛知県	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県			
滋賀県	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県			
京都府	N HIVIT	滋賀県	兵庫県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県		
大阪府		京都市	兵庫県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県		
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	10-2711		
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県			
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市			
鳥取県	大阪市	京都市	島根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県			
島根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県			
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	徳島県	香川県	愛媛県			
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	島根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市		
山口県	広島市	愛媛県	高知県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県			
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県			
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	愛媛県			
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県			
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	香川県			
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島県	広島市	山口県	愛媛県	長崎県	熊本県	宮崎県		
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県			
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島県	広島市	山口県	北九州市	熊本県	宮崎県	鹿児島県			
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島県	広島市	山口県	北九州市	長崎県	宮崎県	鹿児島県			
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島県	広島市	山口県	北九州市	長崎県	熊本県	宮崎県			
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	長崎県	熊本県	大分県			
	福岡市	高知県	鹿児島県	山口県	愛媛県	北九州市	長崎県		大分県				

[※] 東京:東京消防庁を示す。 ※ 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県 注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

災害発生 都道府県					<u></u> 出	動準備	航空小	隊 ————				
北海道	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
青森県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
岩手県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
宮城県	北海道	札幌市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
秋田県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
山形県	北海道	札幌市	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉市	横浜市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市
富山県	千葉市	横浜市	川崎市	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市
石川県	東京	新潟県	山梨県	静岡県	静岡市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県
福井県	新潟県	東京	埼玉県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市
山梨県	福島県	茨城県	千葉市	新潟県	富山県	石川県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	京都市	大阪市
長野県	栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
岐阜県	埼玉県	東京	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	静岡市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県
愛知県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
三重県	埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	岡山市	徳島県
滋賀県	埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	鳥取県	徳島県
京都府	東京	石川県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県
大阪府	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
兵庫県	東京	石川県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	島根県	広島県	広島市	香川県	高知県
奈良県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
和歌山県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	岡山県	香川県
鳥取県	東京	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県
島根県	東京	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県	大分県
岡山県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県
広島県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県
山口県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
徳島県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	福岡市	北九州市	熊本県
香川県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	熊本県
愛媛県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	熊本県	宮崎県
高知県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県
福岡県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県
佐賀県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県
長崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
熊本県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
大分県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県
宮崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
鹿児島県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
沖縄県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	島根県	岡山県	岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県
※ 東京:東			2 202 111	ノヘチハ	117 117	TO IN SIC	1-7 1-4 2/5	1-21-4111	724,200,310	ا العربيد	100 100 210	= /IIN

[※] 東京:東京消防庁を示す。 ※ 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表 E-1 (迅速出動に係る措置要求等の内容)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊	
Ι	・最大震度 7 の地震が 発生した場合 ※ 1	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての 指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応す る第1次出動都道府県大隊の うち出動可能な全隊	・別表A-1において出動準 備をしている隊の中から必要 な隊	
п	・最大震度 6 強(東京 都特別区は 6 弱)の地 震が発生した場合 ※ 1	・震央管轄都道府県に対応する統括指 揮支援隊(指定順位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の 属する都道府県の統合機動部 隊のうち出動可能な全隊	・別表A-1において出動準備をしている隊の中から必要な隊	
Ш	・最大震度 6 弱(東京 都特別区は 5 強、政令 市は 5 強又は 6 弱)の 地震が発生した場合 ※ 1	・別表A-1におい	って出動準備をしている隊の中か	ら必要な隊	

^{※1} 基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合及び発生した地震の震央が海域の場合は、除く。

別表 E - 2 (複数の都道府県において震度 6 弱(政令市等については震度 5 強)以上の地震が発生した場合における迅速出動に係る措置要求等の内容)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊			
I	・最大震度 7 の地震が発生し た場合 ※ 1	・震央管轄都道府県に対応 する統括指揮支援隊(指定順 位第1位) ・震央管轄都道府県に対応 する全ての指揮支援隊のう	・震央管轄都道府県に対応する第 1次出動都道府県大隊のうち出動 可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出 動準備都道府県大隊のうち出動可	・別表A-2において出動準備 をしている隊の中から必要な隊			
		ち出動可能な全隊	能な全隊				
П	・最大震度6強(東京都特別 区は6弱)の地震が発生した 場合 ※1	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第 1次出動都道府県大隊の属する都 道府県の統合機動部隊のうち出動 可能な全隊・震央管轄都道府県に対応する出 動準備都道府県大隊の属する都道 府県の統合機動部隊のうち出動可 能な全隊	・別表A-2において出動準備 をしている隊の中から必要な隊			
Ш	・最大震度 6 弱(東京都特別 区は 5 強、政令市は 5 強又は 6 弱)の地震が発生した場合 ※ 1	・別表A-2において出動準備をしている隊の中から必要な隊					

^{※1} 基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合及び発生した地震の震央が海域の場合は、除く。

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

緊急消防援助隊の応援等要請

	第			報		
00	年	月	日	時	分	

		 •			•	
(消防庁長官)	殿					
(万例/7 民日/	_ //×					
		_	(者	『道府県	具知事)	
消防組織法第44条第1項の 行った緊急消防援助隊の応援		 	-			-

災害発生日時	00	年 月	日	時	分頃
災害発生場所		都道 府県			市区 町村
応援等要請日時	00	年 月	日	時	分
出動を希望する区域・活動内容					
* # 6 4 5					
災害の状況	原子力施設等		被害		
	石油コンビナート等		被害		

•必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊にOを付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊					
指揮隊		後方支援小隊	特	遠距離大量送水小隊	
消火小隊		通信支援小隊	殊	消防活動二輪小隊	
救助小隊	特殊	毒劇物等対応小隊	装備	震災対応特殊車両小隊	
救急小隊	災害	大規模危険物火災対応小隊	小	水難救助小隊	
水上小隊	小 隊	密閉空間火災等対応小隊	隊	その他()	

その他参考となるべき事項(必要資機材等)

•必要な応援部隊 ※必要な隊(部隊)に〇を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
支援	指揮支援隊	NBC災害即応部隊	
部隊	航空指揮支援隊	土砂·風水害機動支援部隊	
航空	航空小隊		
部 隊	航空後方支援小隊		

その他参考となるべき事項(必要資機材等)

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

応援等要請のための連絡事項

	第		幸				
0	年	月	日	時	分		

(消防庁長官又	.は都道府県知事)	巸
()	いみか足かホ州尹/	烘又

(市町村長)	

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	00	年	月	日	時	分頃
災害発生場所		都道 府県				市区 町村
応援等要請日時	00	年	月	日	時	分
出動を希望する区域・活動内容						
《中の 4.7						
災害の状況	原子力施設等			被害		
	石油コンビナート等			被害		

•必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊にOを付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊					
指揮隊		後方支援小隊	特	遠距離大量送水小隊	
消火小隊		通信支援小隊	殊	消防活動二輪小隊	
救助小隊	特殊	毒劇物等対応小隊	装備	震災対応特殊車両小隊	
救急小隊	災害	大規模危険物火災対応小隊	小	水難救助小隊	
水上小隊	小 隊	密閉空間火災等対応小隊	隊	その他()	

その他参考となるべき事項(必要資機材等)

・必要な応援部隊 ※必要な隊(部隊)に〇を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊
支 援	指揮支援隊	NBC災害即応部隊
部隊	航空指揮支援隊	土砂·風水害機動支援部隊
航空	航空小隊	
部 隊	航空後方支援小隊	

その他参考となるべき事項(必要資機材等)

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

	00	年		日	時		
--	----	---	--	---	---	--	--

都道府県消防防災主管部長 消 防 長

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の 出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	00	年 ,	月	日	時	分頃
災害発生場所						
災 害 名						
災害の状況	原子力施設等			被害		
	石油コンビナート等			被害		

・都道府県大隊(統合機動部隊含む) ※出動準備を依頼する隊(○の付いた隊)

出動可能な全隊						
指揮隊			後方支援小隊	特	遠距離大量送水小隊	
消火小隊			通信支援小隊	殊	消防活動二輪小隊	
救助小隊		特殊	毒劇物等対応小隊	装備	震災対応特殊車両小隊	
救急小隊		災害	大規模危険物火災対応小隊	小	水難救助小隊	
水上小隊		小隊	密閉空間火災等対応小隊	隊	その他()	

連絡事項(必要資機材等)

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(〇の付いた隊)

指揮	統括指揮支援隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
支 援	指揮支援隊		NBC災害即応部隊	
部隊	航空指揮支援隊		土砂・風水害機動支援部隊	
航空	航空小隊			
部 隊	航空後方支援小隊	 		

連絡事項(必要資機材等)

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応	爰班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊用)

可能隊数報告	00	年	月	日	時	分
出動隊数報告	0	年	月	日	時	分

消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 郡道府県消防防災主管部長 殿

都道府県消防防災主管部長 又は 消防長

次のとおり隊数及び人数を報告します。

応援先(都道府県名)	
災害名	

都道府県大隊

- ・()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること。
- ・重複登録している隊は、災害状況等を勘案し、任務に応じた隊で計上すること。
- ・別記様式2-2(部隊用)で計上する隊を除いたものを記載すること。

	隊の種別	可能隊	数	J	人数		出重	ो 隊数	Į.	人数	汝	,	備考
	指揮隊	()		()		()	()		
	消火小隊	()		[)		()	()		
	救助小隊	()		()		()	()		
	救急小隊	()		()		()	()		
	後方支援小隊	()		()		()	()		
	通信支援小隊	()		()		[)	()		
	水上小隊												
特殊	毒劇物等対応小隊												
災害	大規模危険物火災等対応小隊												
小隊	密閉空間火災等対応小隊												
特	遠距離大量送水小隊												
殊	震災対応特殊車両小隊												
装備	水難救助小隊												
小	消防活動二輪小隊												
隊	その他()												
	合 計	0 (0)	0	0)	0	0)	0 (0)	0	0

早1日ノ山新元化が成	出動予定時間	時 分	
最も早く出動可能な隊	出動時間	時 分	

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

可能隊数報告	00	年	月	日	時	分
出動隊数報告	00	年	月	日	時	分

都道府県消防防災主管部長 消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長

— 都道府県消防防災主管部長 又は 消防長

<i>'</i> ፖር	ひとおし	小孩 数 7	乃てド人	数を報告し	ます。

NO COOPERATOR OF THE	100476
応援先(都道府県名)	
災害名	

殿

部隊

- ・指揮支援部隊の各隊、航空部隊の各隊、部隊(指揮支援部隊及び航空部隊を除く)の指揮隊 については、備考欄に消防本部名又は航空隊名を記載すること。
- ・統合機動部隊については、都道府県大隊用に記載すること。

	隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	備考
指揮	統括指揮支援隊					
支援	指揮支援隊					
部隊	航空指揮支援隊					
航空	航空小隊					
空部隊	航空後方支援小隊					
	指揮隊					
	合 計	0	0	0	0	
	指揮隊					
	合 計	0	0	0	0	

く連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

00 月 分 年 日

都道府県知事

	町村長	₹	展	л Х									
											消	防庁長	官
次	のとおり緊	急消	方援	助隊の出	動を求	め又は	は指え	しまる	す。				
災	害発生	日時	F	0	0	年	J	₹	日		時	分頃	
災	害 発 生	場所	ŕ										
Ş	災 害	名											
災	害の物	犬 況		原子力施	設等				衤	皮 害			
			7	コ油コンビュ		手			+ -	皮害			
出	動区	分		求め		指示	(;	消防	組組	哉法 [・]	第 449	 条第	項)
アクシ	ョンプラン又は	運用計画	画	適用	() •	非適	
求め	又は指え	元日日	寺	0	0	年	J	=	日		時	分	
· 都;	直府県大隊	女(統分	→ 体	動部隊含	· す :)	※出動	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	かるし	士指え	こする	隊(○▽	は数字の	
	可能な全隊	, (1961										る隊についる	
	指揮隊	()	後方	支援小	隊		(特	遠距	離大量達	送水小隊	
消	∮火小隊)	通信	支援小	小隊 角			防活動二	ī活動二輪小隊			
救	助小隊	(] 特	再剔	物等対	応小隊			装備	震災	対応特殊	車両小隊	
救	急小隊	(人規模厄)険物火	.災対応/	小隊		小		水難救助	小隊	
水	〈上小隊		· / /	双門兀目	引火災等	等対応小	隊		隊	その化	<u>t</u> ()	
連絡	事項(必要資	機材等	等)					応援	先				市区町村
								進出挑	心点				
- 部隊	※ ※出動	 を求 <i>は</i>)又(は指示する		ンスは数	 数字(の付い	た隊	()			
指 揮	紡	括指	軍支持	爰隊			I	ネルキ		E業基	盤災害即	応部隊	
支 援		指揮3	支援隊						NBC	災害即]応部隊		
部 隊	舫	空指	軍支持	 爰隊				土砂)・風フ	と害機!	動支援部	隊	
航空部		航空	小隊				J,	を接先 しゅうしゅうしん しゅうしん しゅうしん かいかい かいかん かんかん かんかん かんしん かんしん かんしん かん	,				市区町村
部隊	航	空後方	支援	小隊			進	出拠	点				
連絡	事項(必要資	機材等	等)			_	_						
<u></u> 問い	合わせ先	消防	· 广公	(害対策本	部の	左域応援	₩ ₩						
	- D //	41119				>470.12	~~->-						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応	援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-2

緊急消防援助隊の応援等決定通知

00	年	月	日	時	分
	-			-	

都道府県知事
市 町 村 長

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災	. 1	書	名										
出	動	区	分	求め	-	指示	(消	防組織	法第4	4弇	き角	售	項)
迅	速	出	動	適用	(_		区分)	-	1	非適	i用
アクショ	ンプラン	又はご	軍用計画	適用	()	-	1150	非適	i用
求め	又は	指示	日時	C	00	年	月	B	眊	Ē	:	分	
求めこ	又は	指示	した隊		,	別添(別言	2様式3	3-1又は	3-4) o	とも	さり		
連	絡	事	項										

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① <u>消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。</u>
- 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場か② ら消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班				
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552		
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036		

緊急消防援助隊の出動隊数通知

00	年	月	日	時	分
	•			•	

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災	돌	<u>ş</u>	名								
出	動	区	分	求め	•	指示	(消	坊組織 法	去第44 绰	¥	第項)
迅	速	出	動	適用	(_		区分) -	1	非適用
アクション	ンプラン	又はご	軍用計画	適用	() -	1	非適用
求め	又は	指示	日時	C	00	年	月	B	時		分
出	動し	, た	: 隊			別添	(別記村		のとおり		
連	絡	事	項								

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート] チェック欄

- ① <u>消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。</u> 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場か

- ④ <u>緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と</u> <u>調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。</u>

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応	援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事
市 町 村 長

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第29条に規定する 出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援 助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県	
出動区分	求め - 指示
山到区方	別表 E-1 区分 Ⅰ ・ 区分 Ⅱ
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時
求め又は指示した隊	下表のとおり
出 動 先	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第33条に定めるとおり

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊
I 最大震度7	・震央管轄都道府県に対応する 統括指揮支援隊(指定順位第1 位) ・震央管轄都道府県に対応する 全ての指揮支援隊のうち出動可 能な全隊 (ヘリコプターによる出動を原則と する)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動 都道府県大隊のうち出動可能な全隊
Ⅲ 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) (ヘリコプターによる出動を原則とする)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動 都道府県大隊の属する都道府県の統合機 動部隊のうち出動可能な全隊

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班				
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552		
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036		

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事) 殿市 町 村 長

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第29条に規定する 出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援 助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県	
山新豆八	求め - 指示
出動区分	別表 E − 2 区分 I • 区分 II
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時
求め又は指示した隊	下表のとおり
出 動 先	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第33条に定めるとおり

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊
I 最大震度7	・震央管轄都道府県に対応する 統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する 全ての指揮支援隊のうち出動可 能な全隊 (ヘリコプターによる出動を原則と する)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動 都道府県大隊のうち出動可能な全隊・震央管轄都道府県に対応する出動準備都 道府県大隊のうち出動可能な全隊
Ⅲ 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	・震央管轄都道府県に対応する 統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する 全ての指揮支援隊のうち出動可 能な全隊 (ヘリコプターによる出動を原則と する)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動 都道府県大隊の属する都道府県の統合機 動部隊のうち出動可能な全隊・震央管轄都道府県に対応する出動準備都 道府県大隊の属する都道府県の統合機動 部隊のうち出動可能な全隊

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官市 町 村 長 殿 指揮支援部隊長

都道府県知事

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	00	年	月	日	時	分
引揚げ日時	00	年	月	B	時	分
引揚げ決定した隊						
連絡事項						

く連絡責任者>

100 10 2 C 10 P 7			
担当課室	氏	名	
NTT回線電話	NTT回	線FAX	
地域衛星電話	地域衛	星FAX	

別記様式4-2

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

00	年	月	日	時	分	
----	---	---	---	---	---	--

都道府県知事
市 町 村 長
融

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	00	年	月	日	時	分		
引揚げ日時	00	年	月	B	時	分		
引揚げ決定した隊		別添(別記様式4-1)のとおり						
>+ // ₂ -+ -T								
連絡事項								

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班						
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552				
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036				

別記様式5-1

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

出動状況(航空部隊を除く)										
部隊名		県大隊 合機動部隊)								
	月日	時 分	月	日	時	分	月	日	時	分
出動日時										
集結場所										
進出拠点到着日時										
進出拠点										
活動開始日時										
活動終了日時										
被災地引揚げ日時										
宿営場所										

2 航空部隊出動状況

航空隊名													
	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	B	寿 分	{
出動日時													
活動開始日時													
活動終了日時													
被災地引揚げ日時													
宿営場所													

別記様式5-1

3 救助活動状況【陸上】

	- 3747574 275 17476 12 - 2								
		救出日	時		救出場所	 載か日	 備考(合同で救助した消防機関等)		
	月	日	時	分	秋田物 加	水助八致	開行(日间で放助した用例協関寺)		
1						人			
2						人			
3						人			
4						人			
5						人			
					計	人			

- ※救出場所は住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載
- ※備考には、県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

<u> </u>	人均1/11 五	约/13/11/7/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/1								
		救出日			救出場所	 救助人数	 			
	月	日	時	分			5			
1						人				
2						人				
3						人				
4						人				
5						人				
					≣+	,				

※救出場所は住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

																						年			年			日
			出動	日時	帰署(原	斤)日時	応援先	都道府県等										出動	状況									
																											合	計
次隊	消 防 本 部	大隊・部隊名	出動日	出動時刻	帰署(所)日	帰署(所)時刻	都道府県	市区町村	指揮	家	浄ツリ陽	く ヽ ई	月 八 月	汝 助 小	求 急 り 関	急 ト 家	後 力 支 扱 小 関	D	通信支援小隊		船名力隊	12 1 1					隊	名
									隊	名	隊	名	隊	名	隊	名	隊	名	隊	名	隊	名	隊	名	隊	名		ш
-					ļ																							\sqcup
																										 		\vdash
																											-	\vdash
-					-																					\longrightarrow		$\vdash\vdash$
																										$\overline{}$		\vdash
																										$\overline{}$	\dashv	\vdash
																											-	\vdash
																											\dashv	Н
																											\dashv	Н
																											-	\Box
																											\neg	
																											\neg	
																											\Box	
																												Ш
																												Ш
																										Щ		Ш
																										Щ		Ш
																										Щ		ш
																										ш		Ш
																												Ш
																											. !	i l

部隊移動に関する意見(照会)

00	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法 第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現在の出動先	都道 府県	市区 町村
部隊移動先	都道 府県	市区 町村

・部隊移動を求め又は指示する都道府県大隊

111161117311173111111111111111111111111	
-都道府県大隊名	
•連絡事項	

・部隊移動を求め又は指示する部隊

・部隊名
▪ 部隊名
BLID. H
N= 40 = 45
·連絡事項
・連絡事項
•連絡事項
•連絡事項
・連絡事項
•連絡事項
•連絡事項
•連絡事項
•連絡事項

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班						
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552				
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036				

部隊移動に関する意見(回答)

00	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

消防庁長官殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、 次のとおり回答します。

- 口 了承します。
- □ その他

部隊移動に関する意見

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

00 年 月 時 分 日

都道府県知事
市 町 村 長

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め・	指示	(消防組約	哉法第44	条第_	項)
求め又は指示日時	00	年	月	日	時	分
現在の出動先			都道 府県			市区 町村
部隊移動先			 都道 府県			市区 町村

・部隊移動を求め又は指示する都道府県大隊

全 隊		※部隊移動を求め又は指示する隊に〇を				5 。
指揮隊		後方支援小隊		#±	遠距離大量送水小隊	
消火小隊		通信支援小隊		特 殊	消防活動二輪小隊	
救助小隊	特殊	毒劇物等対応小隊		装備	震災対応特殊車両小隊	
救急小隊	災害	大規模危険物火災対応小隊		小	水難救助小隊	
水上小隊	小隊	密閉空間火災等対応小隊		隊	その他()]
連絡事項						•

• 部隊移動を求め又は指示する部隊 ※部隊移動を求め又は指示する隊に〇を付ける。

-			
指揮	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
支援	指揮支援隊	NBC災害即応部隊	
部隊	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊	
航空	航空小隊		
部隊	航空後方支援小隊		
: 亩 幺	久 車 佰		

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班				
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552		
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036		

緊急消防援助隊の部隊移動通知

00	年	月	日	時	分	
----	---	---	---	---	---	--

緊急消防援助隊行動都道府県知事 緊急消防援助隊行動市町村長

殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部 隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め・	指示	(消防組織	战法第44	条第_	_項)
求め又は指示日時	0	年	月	日	時	分
求め又は指示した隊		別添	(別記様式6-	-3)のとおり	l	
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域	消防庁災害対策本部 広域応援班				
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552			
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036			

緊急消防援助隊の部隊移動通知

	00	年		日	時	分
--	----	---	--	---	---	---

消防庁長官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め 又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め・	指示	(消防組約	₩ ・	 4条第_	_項)
求め又は指示日時	00	年	月	日	時	分
求め又は指示した隊		別添	(別記様式6-	-3)のとお!	IJ	
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域原	消防庁災害対策本部 広域応援班				
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552			
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036			

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長 (指揮支援本部長 経由)

(都道府県知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

人のこのも可称を到	を担かしより。							
部隊移動区分	指示	(消防統	組織法第	344条の	3第1項)			
指 示 日 時	00	年	月	日	時	分		
現在の出動先			都道 府県		市区町村			
部隊移動先			都道 府県		市区町村			
・部隊移動を指示する都道府県大隊								
•都道府県大隊名								

・部隊移動を指示する部隊

•連絡事項

	יאו יוא ע	
•部隊名		
•連絡事項		

く連絡責任者>

担当課室	氏	名	
NTT回線電話	NTT回	線FAX	
地域衛星電話	地域衛	星FAX	

<連絡責任者> 担当課室

NTT回線電話

地域衛星電話

緊急消防援助隊の部隊移動通知

		00	年	月	日	時	分
〇〇市町村長 殿					(者	邻道府県	知事)
本都道府県内で活動部隊移動を指示しまし			こついて、	、次のとも		0000)()市へ
部隊移動区分	指示	(消防組	織法領	第44条	の3	第1項	Į)
指示日時	00	年	月	日		時	分
指示した隊		別添(別	記様式6	5−6) <i>ത</i>	とおり		
連絡事項							

氏 名

NTT回線FAX

地域衛星FAX

別記様式6-8

緊急消防援助隊の部隊移動通知

		00	年	月	日	時	分
消防庁長官	殿				(ž	邻道府県	.知事)
						11-X=/13 /K	. NH /

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示	(消防約	且織法第	44条の	3第1項)	
指 示 日 時	00	年	月	日	時	分
指示した隊		別添(別	∥記様式6−	-6)のとおり	·J	
連絡事項						

く連絡責任者>

7. 产品及正日7			
担当課室	氏	名	
NTT回線電話	NTT回	線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX		

別記様式6-9

緊急消防援助隊の部隊移動通知

00	年	月	B	時	分	

都道府県知事
市 町 村 長
融

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の 指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示	(消防約	且織法第	44条の	3第1項)
指示日時	00	年	月	日	時	分
指示した隊		別添(別	刂記様式6−	-6)のとお	Ŋ	
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域区	応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話 048-500-90-4901		地域衛星FAX	048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分現在

消防庁 災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

<u> </u>	/ W-1			
NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス		.go.jp		

〇〇都道府県

災害対策本部	ß	設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス		•	•	•
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職·氏名	
加至連用調整班	TEL		FAX	

〇〇市町村 災害対策本部

設置場所:

<u> </u>	۲	WE-8/// ·		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏.名		TEL	

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属	TEL	
人修女	氏名		
統合機動	所属	TEL	
部隊長	氏名		
	所属		
後方支援本部	TEL	FAX	
	メールアドレス	-	

〇〇都道府県大隊

	< / >		
n× =	所属	TEL	
大隊長	氏名		
統合機動	所属	TEL	
部隊長	氏名		
	所属		
後方支援本部	TEL	FAX	
ļ	メールアドレス		

設置場所

指揮本部 設置場所:

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属	TEL	
人隊女	氏名		
統合機動	所属	TEL	
部隊長	氏名		
	所属		
後方支援本部	TEL	FAX	
	メールアドレス		•

○○報道庇風士隊

	ベントはか			
n+ =	所属		TEL	
大隊長	氏名			
統合機動	所属		TEL	
部隊長	氏名			•
	所属			
後方支援本部	TEL		FAX	
	メールアドレス	,		

租业派净融昌

况 心水追顺貝		
派遣場所	職・氏名	TEL

政府現地対策本部 設置場所:

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	職·氏名	TEL	

指揮支援本部 設置場所:

THIT AMOUNT H	P	BA III 97771 1		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

航空

ヘリペース(HB) 設置場所:

	,	0.00-70777 ·		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
口口扫押伯	職·氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支	所属		TEL	
援隊長	氏名			•

フォワードベース(FB) 設置場所:

FB指揮者	所属	TEL	
	職·氏名		
	所属	TEL	
	氏名	-	

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号 改正 平成 17 年 3 月 30 日 消防震第 14 号 改正 平成 18 年 2 月 14 日 消防応第 15 号 改正 平成 20 年 7 月 2 日 消防応第 109 号 改正 平成 20 年 8 月 27 日 消防応第 152 号 改正 平成 20 年 8 月 27 日 消防応第 152 号 改正 平成 24 年 11 月 28 日 消防広第 75 号 改正 平成 26 年 3 月 26 日 消防広第 75 号 改正 平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号 改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 74 号 改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号 改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号 改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号 改正 平成 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 編成及び装備等の基準
- 第3章 出動
- 第4章 指揮活動
- 第5章 防災関係機関との連携
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第7章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。)に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。

- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。)における航空機を用いた消防活動の拠点(以下「活動拠点へリベース」という。)の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道 府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその 任務を代行する消防機関をいう。
- (9)登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村(東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官(以下「長官」という。)の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。)若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

- 第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。) 第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画(以下「応援等実施計画」という。) に定めておくものとする。
 - (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関(代表消防機関が被災等によりその任

務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。)の指揮隊をもって編成するものと する。

- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第○) 中隊」、「(○○消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。

なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(○○) 小隊」 と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、 かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

- 第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条 に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。
 - (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するもの とする。
 - (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
 - (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「○○消防本部統括指揮支援隊」、「○○消防本部指揮支援隊」、「○○消防本部(○○都道府県) 航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

- 第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等 実施計画に定めておくものとする。
 - (1)統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
 - (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
 - (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、 事前に指定しておくものとする。
 - (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
 - (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) の編成) 第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとお

- りとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊 災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水 車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心 として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小 隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

- 第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等 実施計画に定めておくものとする。
- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって 編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成 するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(○○消防本部) NBC災害 即応部隊」と呼称する。

(十砂・風水害機動支援部隊の編成)

- 第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、 応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模 風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用 車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応 じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 土砂・ 風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

- 第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 毒劇物等対応小隊
 - ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための

特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。
- ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に 掲げる資機材を備えること。
- (ア)一般の毒劇物災害対応小隊呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)
- (イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

- (2) 大規模危険物火災等対応小隊
 - ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災 等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
 - イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放 水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を 備えること。
 - ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。
- (3) 密閉空間火災等対応小隊
 - ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
 - イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。
 - ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

- 第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 水難救助小隊
 - ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等 5 人以上で編成されるものである こと。
 - イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶 を備えること。
 - ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。
 - (2) 遠距離大量送水小隊
 - ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要

な隊員で構成されるものであること。

- イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。
- (3)消防活動二輪小隊
 - ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。
 - イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材の いずれかを備えること。
- (4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機 材及び必要な隊員で構成されるものであること。

- アはしご車
- イ 照明車
- ウ 空気ボンベ充填車
- エ 無人消火ロボット
- オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

- 第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助 隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどる ものとする。
- (1)被害情報の収集に関すること。
- (2)被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と の活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対 策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災 地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものと する。

- 2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集に関すること。
- (2)被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

- 第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表 消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊の みが出動した場合等においては、この限りでない。
- 2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5)物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7)消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

- 第 16 条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね 1 時間以内に迅速に出動し、 次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
 - (2)被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。

- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2) に規定する情報の提供に関すること。
- (4)被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。
- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9)被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。
- 2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県 大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するも のとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生 した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第 19 条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

- 第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点へリベースに出動 するものとする。
- 2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

- 第 21 条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。
 - (1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする(以下、第2号及び第3号について同じ。)。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即 応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ル ートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要が ある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

- 第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害 即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やか に当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。
- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応 部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無に かかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害 即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する 緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長(以下「指揮支援本部長」という。)に対して、速やかに 当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項 について確認するものとする。

- (1)被害状況
- (2)活動方針
- (3)活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項
- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して 報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

- 第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括 し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、 被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地に おける陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の 下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の 下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の 管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本 部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長(指揮支援部隊長を除く。)の指揮の下で、小隊長以下 の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

- 第 25 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「指揮支援本部」 という。)を設置するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に 設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必 要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策 本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係 機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称 する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

- 第 26 条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部(以下「航空指揮支援本部」という。)を設置するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3) 調整本部に対する報告に関すること。
- (4)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、

航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空 運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援 本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点へリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以下「現地派遣職員」という。)を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は 航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5)報道機関への対応に関すること。
- (6)被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

- 第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4)被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。
- (5)被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。

- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「○○都道府県大隊本部」と呼称する。 (現地合同調整所の設置)
- 第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、 NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に 属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信 手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、 必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

- 第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、 都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制(別記様式1)により 情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大 隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共 有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等につ いて必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報 共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとす る。

(活動報告等)

- 第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並び に緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜 報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して 適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊 の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告する ものとする。
- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指

揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。

- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応 部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項 を記載した活動日報(別記様式 2)を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。 ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大 隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の 報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活動日報を取りま とめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報(別記様式2)を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、第6項及び第8項の活動 日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

- 第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。
- (1)消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線(以下「防災相互波」という。)その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を 使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、 統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使 用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制 波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波 を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、 別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接し

て活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定 することができる。

- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を 使用する。
- (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
- (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- (1)無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等 との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE(国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。)等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に 努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ (救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103 号)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要

な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助 隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本 部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

- 第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援 隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5)情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。
- 3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更 した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該 統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものと する。
- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空 指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3)情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空 指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援 隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告す る。

(消防本部の受援計画)

- 第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を 受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)に規定する救助活動のための拠点施設をいう。)の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災 計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の 連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るもの とする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

- 第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。
- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

別表(主運用波の割当て)

周波数名	割当都道府県				
主運用波1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県				
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県				
主運用波3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県				
主運用波4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県				
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県				
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県				
主運用波7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県				

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分現在

消防庁 災害対策本部(広域応援班 陸上·航空)

人口为从不即(四条心场机 隆上 机工/					
NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552	
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036	
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036	
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp				

〇〇都道府県

火吉对束平面	р	改旦 物別:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
☆☆☆ 田=田藤和	所属		職·氏名	
航空運用調整班	TEL		FAX	

〇〇市町村

設置場所:

火百刈米平口	μ	改造物/// ·		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏.名		TEL	

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

	2 O MANE VI SKA CHO.				
大隊長	所属	TEL			
人隊長	氏名				
統合機動	所属	TEL			
部隊長	氏名				
	所属				
後方支援本部	TEL	FAX			
	メールアドレス				

○○報道庇眞士隊

OO 都坦府県入隊					
大隊長	所属		TEL		
人隊女	氏名				
統合機動	所属		TEL		
部隊長	氏名				
	所属				
後方支援本部	TEL		FAX		
	メールアドレス				

調敷太部 松器提訴 .

神光中中		改巨物力 .		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
机括拍揮又拔隊長	氏名			

指揮本部 設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
	NTT回線 消防防災無線 地域衛星回線 メールアドレス	NTT回線 TEL 消防防災無線 TEL 地域衛星回線 TEL メールアドレス	NTT回線 TEL 消防防災無線 TEL 地域衛星回線 TEL メールアドレス TEL	NTT回線 TEL FAX 消防防災無線 TEL FAX 地域衛星回線 TEL FAX メールアドレス FAX

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
人隊長	氏名			•
統合機動	所属		TEL	
部隊長	氏名	,		
	所属			
後方支援本部	TEL		FAX	
	メールアドレス			•

○○報道庇県士隊

	OO 都 退 府 県 大 隊					
	大隊長	所属		TEL		
		氏名				
	統合機動	所属		TEL		
	部隊長	氏名				
		所属				
	後方支援本部	TEL		FAX		
		メールアドレス				

租州派海聯昌

死心 水道 椰貝						
派遣場所	職・氏名	TEL				

政府現地対策本部 設置場所:

AV UJ -20-40-73 X	K-77" HP	0.000000000000000000000000000000000000		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				-
本部長	職·氏名		TEL	
	NTT回線 消防防災無線 地域衛星回線 メールアドレス	消防防災無線 TEL 地域衛星回線 TEL メールアドレス	NTT回線 TEL 消防防災無線 TEL 地域衛星回線 TEL メールアドレス TEL	NTT回線 TEL FAX 消防防災無線 TEL FAX 地域衛星回線 TEL FAX メールアドレス FAX

指揮支援太部 設置場所:

101千人18个0	μ	改造物/// ·		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

航空

ヘリペース(HB) 設置場所:

	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>			
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
口口扫挥扫	職·氏名			-
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支	所属		TEL	
援隊長	氏名			

フォワードベース(FB) 設置場所:

FB指揮者	所属	TEL	
	職·氏名		
	所属	TEL	
	氏名		

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

i	報告日時			00) 年	月	日	()	時	分	現在		
	災害名												
;	活動場所	都道府県					市区	町村					
活動内容		種別		時	時間活動場所			活動概要(連携活動機関を含む)					
	隊員の負傷			有・無車両・			・資機材の損傷				有・無		
上訂	記負傷、損傷 の内容										•		
	隊種別		隊	数	隊員数			隊種別		隊数		隊員数	
出	指揮支援	隊		隊		人	通信支援小隊		隊		人		
動	指揮隊	*		隊		人	航空小隊		隊		人		
隊 の	消火小阪	Š		隊		人	特	特殊災害小隊		隊		人	
状	救助小阪	隊		隊		人	特殊装備小隊		隊		人		
況	救急小阪	隊		隊		人	その他の小隊			隊	人		
				·				合計			隊	Д	
救	災害種別		火災			救助		救急		合計			
助・	件 数		件			件		件		Д.			
搬	救助•搬送人数		Д			人		人					
送 人	総計(指揮支援隊			件			件			件		ر ر	
員	が入力)			人			人			人			
;	宿営場所	名称					所在地						
翌	活動時間			時		分	~		時			分	
日の活動予定	活動場所												
	活動規模	隊	数	女		隊隊員数				人			
	活動内容												
	消防本部					氏	名						
報告者	TEL					1		1					

別記様式2(航空小隊)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(〇〇航空隊) 応援 都道府県 ヘリベース 災害名 残時間 時間 分 所属 氏名 パイロット 整備士 名 隊員 名 報告者等 活動人員 TEL 年 月 日() 分現在 その他 計 名 出動種別件数 搬送人員数 活動概要 (火災: 散水回数・散水量を記載) (救助: 救助方法を記載) (物資輸送: 物資名、数量を記載) 出動場所 (空域) 出動搭乗 人員数 日付 出動番号 機体名称 離陸時間 離陸場所 着陸時間 着陸場所 輸送 火災 救助 救急 情報収集 輸送等 救助 隊員 隊員以外 合計 備考

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

田和61年 5月30日 消防救第61号 改正 平成 4年 3月23日 消防救第39号 改正 平成 5年 3月26日 消防救第36号 改正 平成 5年 5月14日 消防救第66号 改正 平成 6年 4月 1日 消防救第45号 改正 平成 7年 6月12日 消防救第83号 改正 平成 8年 6月28日 消防救第127号 改正 平成 8年11月 7日 消防救第244号 改正 平成 9年 3月19日 消防救第67号 改正 平成10年 3月31日 消防救第67号 改正 平成12年 7月26日 消防救第202号 改正 平成12年 7月26日 消防救第316号 改正 平成12年 3月23日 消防救第316号 改正 平成21年 3月23日 消防次第97号 改正 平成21年 3月23日 消防次第97号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和22年法律第226号) 第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を保有 する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援(以下「広域航空 消防応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他 必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

へりを保有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部 事務組合を含む。以下この号において同じ。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、 又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防

機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等
- 4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに附随する救急搬送活動を含む。)

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあっては、市町村長とする。以下同じ。) は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以下「特別救助隊等」という。)の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県(以下「応援側市町村等」という。)を決定するものとする。

- 6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続
- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県 (以下「所属都道府県」という。)の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道

府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事 及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道 府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ① その他必要な事項
- 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知
- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側 都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知 するものとする。
- 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知
- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。
- 9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

- 10 広域航空消防応援の中断
 - (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市

町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。 この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。
- 11 広域航空消防応援の始期及び終期
- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。
- 12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等
 - (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行 うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認 めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
 - (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。
- 13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等
 - (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
 - (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出を行うものとする。
- 14 要請側都道府県の措置等
 - (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
 - (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。
- 15 応援側市町村等の届出
 - (1) ヘリを保有する市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表 2のうちへりによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。 ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代える ことができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量
- 16 消防庁長官の情報提供
- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。
- 17 広域航空消防応援に要する経費の負担 広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
 - (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
 - (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該 経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方について は、消防庁が別に定める。
- 18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。
- 19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

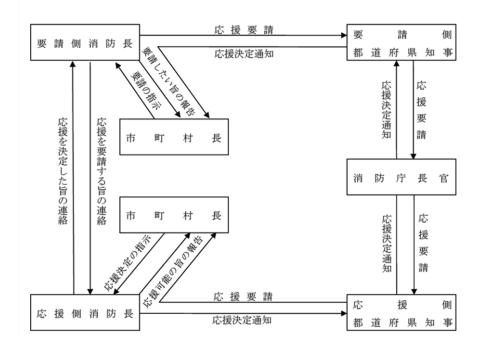
大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

昭和61年 5月30日 消防救第61号 改正 平成 4年 3月23日 消防救第39号 改正 平成 5年 3月26日 消防救第36号 改正 平成 5年 5月14日 消防救第66号 改正 平成 6年 4月 1日 消防救第45号 改正 平成 7年 6月12日 消防救第83号 改正 平成 8年 6月28日 消防救第127号 改正 平成 8年11月 7日 消防救第244号 改正 平成 9年 3月19日 消防救第67号 改正 平成10年 3月31日 消防救第47号 改正 平成11年 3月26日 消防救第68号 改正 平成12年 7月26日 消防救第202号 改正 平成12年12月25日 消防救第316号 改正 平成15年 3月31日 消防救第77号 改正 平成17年12月20日 消防応第35号 改正 平成21年 3月23日 消防応第97号 改正 令和 2年 7月17日 消防広第190号

1 目的

この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。) 第19項の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の手続等の細部事項 について定めるものとする。

- 2 用語の定義
- (1) 要請側市町村 要綱第2項第1号における要請側市町村をいう。
- (2) 要請側都道府県 要綱第2項第2号における要請側都道府県をいう。
- (3) 応援側市町村 要綱第2項第3号における応援側市町村をいう。
- (4) 応援側都道府県 要綱第2項第4号における応援側都道府県をいう。
- 3 広域航空消防応援の要請手続
- (1) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知手続きの順序は、次図のとおりとする。



- (2) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式1(①から⑦までに限る。)により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (3) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1(⑧から⑱までに限る。)により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (5) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。
- 4 通信連絡

要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は統制波とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

- 5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等
- (1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場(以下「離発着場」という。)の位置図等
 - ② 燃料の補給体制
 - ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
 - ④ 離発着場への職員の派遣
 - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に 必要な措置
 - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
 - ⑦ その他必要と認める事項
- (2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。
- 6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等
- (1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 要綱第13項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
- ② 昼間、夜間における連絡体制
- ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
- ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助
- (2) 要綱第14項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出るものとする。
- (3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。 なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

7 事故時の連絡等

- (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の 消防長(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含 む。)に速やかに連絡するものとする。
 - ① 人の死傷を伴う事故
 - ② 航空機の重大な損傷事故
 - ③ 救難対策を必要とする事故
- (2) 応援側市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- (3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- 8 応援側市町村及び応援側都道府県の届出
- (1) 要綱第15項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。
 - ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式4
 - ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5
 - ③ 救助器具 様式 6
- (2) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。 なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。
- 9 消防庁長官の情報提供
- (1) 要綱第16項第1号に定める情報提供は、様式3によるものとする。
- (2) 要綱第16項第2号に定める情報提供は、様式6及び様式7によるものとする。
- 10 経費の支払方法

要綱第17項に定める応援に要した経費の支払方法については、次の各号による。

- (1) 応援側市町村の長(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。)は、応援終了後14日以内に当該応援に要したに定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
- (2) 要請側市町村の長は、通知を受けてから7日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。
- (3) 要請側市町村は、第1号の通知があった日から90日以内に応援に要した経費を応援側市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。)に支払うものとする。

広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	要請側都道 府県連絡者	消防庁	応援側都道 府県連絡者	応援側消防 本部連絡者

1	応	担	爰	側					
	市	町	村	名					
2	要	請者順	戦 • 氏	: 名		消	防本部消防 町 村		
3	要	請	日	時	年	月	日	時	分
4	災	害発	生 日	掛	年 (要請時に災害	月 発生日時が判明	日 していない場	時 場合は覚知日	分時を記入)
5	災	害 発	生場	所					
	災	害 0	りの概	要					
6	応	援の		別	①調査			④救急	⑤救援
7	活応	援 0		点要	①定置場	(②離発着場		
8		援の具び応想							

③ 離着陸可能な場所		第1順位	
9	離有 座 引 肥 な 物 川	第2順位	
		給油の可否	可・否
10	給油体制	給油方法	
		体制作りの所要時分	
(1)	現場最高指揮者職.氏名.無線局名		
12	離発着場における 資機材の準備状況		
13	他機関の航空機及び ヘリの活動状況		
14)	他の消防本部に対する 応援ヘリ要請状況		
15	気象の状況	天候()風向() 風力 (m/s) 視界 (m)
16	ヘリの誘導方法		
17)	要請側消防本部連絡先		
18	その他		

離着陸場調査表

離	着陸場	名			公 共 用 非公共の別	
	地名・	地番				
75 -7- 144	座	標	 	: 緯	東経	
所在地	所有者又	住所			電話番号	
	は管理者	氏名			職業	
	長さ	• 幅				
土地の	勾	配	縦断勾配		横断勾配	
状 況	表	面				
	散水の。	必要性				
恒	風 方	向				
付近	障害物の	状 況				
離発着	 小連絡	方法				
給	油体	生日	給油の可否			
	油体	制	給油用法			
	抗空部隊と要 は部との連絡					
その	他参考事	耳 項				

離発着場位置図(1/)	離発着場位置図(1/
1/50,000	1/10,000
離発着場見取図(恒月	虱方向を矢印のこと)
1/3,	000

離発着場一覧

番号	離発着場名	地名・地番	座標	長さ×幅 (m)	燃料補給の可否	公共用、 非公共用の別
			N	(/		3, 23, 0, 10, 12, 12
			E			
			N			
			E			
			N			
			E			
			N			
			E			
			N			
			E			
			N			
			E			
			N			
			Е			
			N			
			E			
			N			
			E			
			N			
			Е			
			N			
			E			
			N			
			Е			
			N			
			Е			
			N			
			Е			
			N			
			E			

消防	方本部名又は都道府県名	
機	種	
機	名	
	製 造 会 社 名	
機体	型 式	
1茂1平	全 長 (m)	
	主回転翼直径 (m)	
座席数	乗務員 (人)	
座佈剱	旅 客 (人)	
	全備重量(kg)	
重量	空虚重量 (kg)	
	有効搭載量(kg)	
エン	製 造 会 社	
ジン	型 式	
, ,	基数	
	最大速度 (km/h)	
	巡航速度(km/h)	
性能	航続距離 (km)	
一十九	航 続 時 間 (h)	
	実用上昇速度 (m)	
	耐風性能 (m/s)	
	使 用 燃 料	
燃料	タンク容量 (1)	
NW1-1	増槽タンク容量 (1)	
	消 費 量 (1/h)	
	カーゴスリング (kg)	
	ホ イ ス ト (kg)	
装置	タ ン カ(人分)	
	照明装置の性能	
	他の	
	E	

	عنظ بحص	

使用可能な無線波(消防・航空すべて)						
全備重量から、予備飛行時間30 分を差し引いて算出した 航 続 距 離 (時 間)			km			km
【航空隊基地を拠点】	(時間	分)	(時間	分)
上記航続距離によりカバー可能な 都 道 府 県 名 【各都道府県管轄航空隊基地を拠点】						

- (注) 1 全 長――主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ
 - 2 旅 客 等――最大座席数から 2 名を差し引いた数
 - 3 巡航速度――全備重量での標準大気中の高速巡航速度
 - 4 航続距離――巡航速度による航続距離(標準燃料タンク使用、残燃料なし)

特別救助隊等一覧

項	目	隊 員 数	消防本部名
特別求	女 助 隊	名	
水難求	文 助 隊	名	
山岳水	文 助 隊	名	

(注) へりを保有する都道府県が当該へりを用いて消防業務を行う航空隊を構成する消防 本部以外の消防本部から特別救助隊等を選定する場合は、へりによる迅速な応援出動 を考慮し、ヘリ定置場の近隣消防本部から選定するよう留意すること。

救 助 器 具 等 一 覧

<救助用器具>

名	称	サーイ	数量	
和	<u> </u>	縦×横×奥行(mm)	重量(kg)	

<水難救助用器具>

名称	1/1	サイ	数量	
	孙	縦×横×奥行(mm)	重量(kg)	—————————————————————————————————————

< 山岳救助用器具>

名称	<u>_</u>	サーイズ		数	量
	縦×横×導	奥行(mm) 重	量(kg)	奴	里

(注) サイズについては救助器具が収納されている状態で計測したものを記載すること。

ヘリに搭乗可能な特別救助隊員等隊員数一覧

ヘリを保有する都道 府県名及びヘリ保有 市町村の消防本部名	特別救助隊の隊員数	水難救助隊の隊員数	山岳救助隊の隊員数
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名

「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

	<u>(情報部分</u> は変更)		
新	旧		
緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱		
平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号	平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号		
改正 平成28年3月30日 消防広第80号	改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号		
改正 平成29年3月28日 消防広第93号	改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号		
改正 平成31年3月8日消防広第35号	改正 平成31年3月8日 消防広第35号		
改正 令和 2年7月17日 消防広第190号			
目次	目次		
第1章 総則	第1章 総則		
第2章 応援等の要請	第2章 応援等の要請		
第3章 出動の求め又は指示等	第3章 出動の求め又は指示等		
第4章 受援体制	第4章 受援体制		
第5章 部隊移動及び増隊要請	第5章 部隊移動及び増隊要請		
第6章 応援等の引揚げの決定	第6章 応援等の引揚げの決定		
第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準	第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準		
第8章 防災関係機関との連携	第8章 防災関係機関との連携		
第9章 応援等実施計画及び受援計画	第9章 応援等実施計画及び受援計画		
第10章 応援に要した経費の負担区分	(新設)		
第 <u>11</u> 章 その他	第 <u>10</u> 章 その他		
第1章 総則	第1章 総則		

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」とい「第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」とい う。)、緊急消防援助隊に関する政令 (平成15年政令第379号。以下「援助 | ないう。)及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本 | 的な事項に関する計画(平成 16 年消防震第9号。以下「基本計画」とい う。)に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又 は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応につ いて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用す1第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用す る用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。
- (1) 政令市等とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第 1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防 長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。) における航空 機を用いた消防活動の拠点(以下「活動拠点へリベース」という。)の指 揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた 被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市 (新設)

(目的)

う。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)及び緊急消 防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成 16年消防震第9号。以下「基本計画」という。)に定めるもののほか、緊急 消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊 に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを 目的とする。

(用語の定義)

る用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。

(新設)

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防 長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。) における航空 機を用いた消防活動の拠点(以下「活動拠点へリベース」という。)の指 揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた 被災地の属する都道府県をいう。

町村をいう。

- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道| 府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村 をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行 できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市 (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市 町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合 を含む。) をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属 する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は 航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁へリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は 市町村が無償使用しているヘリコプター(以下「消防庁ヘリ」という。) をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする 拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官(以) 下「長官」という。)と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの 緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、 災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これ に応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存し する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存し

(7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府 県をいう。

(新設)

- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行 できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- 町村(東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を 含む。) をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属 する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は 航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) 消防庁へリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は 市町村が無償使用しているヘリコプター(以下「消防庁ヘリ」という。) をいう。
- (13) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする 拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (14) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官(以 下「長官」という。)と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの 緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、 災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これ に応じて出動することをいう。
- (15) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存 する都道府県をいう。
- (16) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存

する市町村を管轄する消防本部をいう。

- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した 都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示 により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村(東 京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の 市町村とみなす。以下この号において同じ。)若しくは都道府県をまたい で別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道 府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助 隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをい う。

第2章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

- し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の 応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規 定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものと する。
- 2 <mark>被災地の属する都道府県の知事は、</mark>災害による死者数その他の詳細な災 2 災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場 害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大なが被害に拡大する ことが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断 したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援 助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 前二項の要請は電話(災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネ | 3 前二項の要請は電話(災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネ ットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な

する市町村を管轄する消防本部をいう。

- (17) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した 都道府県をいう。
- (18) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示 により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県を またいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づ く都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消 防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

- 第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生1第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生 し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の 応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規 定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものと する。
 - 合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の 応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規 定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものと する。
 - ットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な

通信を行える手段を含む。以下同じ。)により直ちに行うものとし、以下に 掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災 害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告 は、これらを把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールに よっても可能とする。以下同じ。)により速やかに行うものとする(別記様 式1-1)。

- (1) 災害の概況
- (2) 出動を希望する区域及び活動内容
- (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法(昭和29年法律第165号) 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法(昭和29年法律第165号) 第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に 緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施 設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ず るおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び 緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び 第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合におい て、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に 対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長等の連絡)

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状 第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状 況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が 必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要 である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる 事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状 況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これ

通信を行える手段を含む。以下同じ。) により直ちに行うものとし、以下に 掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災 害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告 は、これらを把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールに よっても可能とする。以下同じ。)により速やかに行うものとする(別記様 式1-1)。

- (1) 災害の概況
- (2) 出動を希望する区域及び活動内容
- (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に 緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
- 設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ず るおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び 緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び 第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合におい て、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に 対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長等の連絡)

況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が 必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要 である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる 事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状 況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これ

らを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする(別記) 様式1-2)。

- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に 必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に 直ちに電話により連絡することができるものとする。
- 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場 合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものと し、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡する ことができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種 別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファク シミリにより速やかに行うことができるものとする(別記様式1-2)。
- 4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

- 第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するお|第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するお| それがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出 動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録 市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動 準備を依頼(消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。) するものと する (別記様式2-1)。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、 都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能| 隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする(別記様式2-2)。 この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取 りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報

- らを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする(別記 様式1-2)。
- 必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に 直ちに電話により連絡することができるものとする。
- 合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものと し、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡する ことができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種 別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファク シミリにより速やかに行うことができるものとする(別記様式1-2)。
- 4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

- それがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出 動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録 市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動 準備を依頼(消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。) するものと する (別記様式2-1)。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、 都道府県及び代表消防機関に対して、凍やかに緊急消防援助隊の出動可能 隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする(別記様式2-2)。 この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取 りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報

告するものとする(別記様式2-2)。

- 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及 3 で び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより 出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び 当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防 援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼(消防本部にあっては、都 道府県を経由して行う。) するものとする (別記様式2-1)。
- 4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消 4 前項の出動可能隊報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防 防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊 の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該 都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急 消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- も、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動 可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする(別記様式2-2)
- 6 消防庁は、別表A-1及び別表A-2に定める災害発生後、災害の状況、 被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県 内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合 は、第3項の規定に基づき出動準備を行っている登録都道府県及び登録市 町村の消防本部に対して、出動準備の解除を連絡(消防本部にあっては、 都道府県を経由して行う。) するものとする。

(長官による出動の求め、指示等)

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消1第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消 防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防 応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44

告するものとする (別記様式2-2)。

- び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより 出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び 当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防 援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼(消防本部にあっては、都 道府県を経由して行う。) するものとする (別記様式2-1)。
- 本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の 出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都 道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消 防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であって 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であって も、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動 可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする(別記様式2-2)
 - 6 消防庁は、別表A-1及び別表A-2に定める災害発生後、災害の状況、 被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県 内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合 は、第3項の規定に基づき出動準備を行っている登録都道府県及び登録市 町村の消防本部に対して、出動準備の解除を連絡(消防本部にあっては、 都道府県を経由して行う。) するものとする。

(長官による出動の求め、指示等)

防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防 応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44

条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うも のとする (別記様式3-1)。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先 市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め 又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応 援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活 動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整の上、応援先市町村を指定 するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊(指 3 前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊(指揮支援 揮支援部隊及び航空部隊を除く。) を単位とし、指揮支援隊の属する消防本 部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と 同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航 空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定す るものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場 合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した 場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道 府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊| 及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都 道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクシ ョンプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところに よるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、 時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1(1)の 規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示による ものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当 該受援都道府県に属する被災地の市町村長並びに応援都道府県の知事及

- 条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うも のとする (別記様式3-1)。
- 市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め 又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応 援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活 動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整の上、応援先市町村を指定 するものとする。
- 部隊及び航空部隊を除く。)を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含 まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の 市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方 支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するもの とする。
- 合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した 場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道 府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊 及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都 道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクシ ョンプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところに よるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、 時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1(1)の 規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示による ものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当 該受援都道府県に属する被災地の市町村長並びに応援都道府県の知事及

び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対 して、速やかに通知(市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。) するものとする。

(応援等決定通知)

は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する 被災地の市町村長に対してその旨を通知(市町村長にあっては、都道府県 知事を経由して行う。) するものとする (別記様式3-2)。

(都道府県知事による出動の求め又は指示)

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道|第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道 府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の 求め又は指示を行うものとする。

(緊急消防援助隊の出動)

- 第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道|第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道 府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させる ものとする。
- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に 対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし(別記様 式2-2)、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取 りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告す るものとする(別記様式2-2)。
- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内に 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内に おける被災地消防本部に対して通知(消防本部にあっては、都道府県を経 由して行う。) するものとする (別記様式3-3)。

び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対 して、速やかに通知(市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。) するものとする。

(応援等決定通知)

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又|第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又 は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する 被災地の市町村長に対してその旨を通知(市町村長にあっては、都道府県 知事を経由して行う。) するものとする (別記様式3-2)。

(都道府県知事による出動の求め又は指示)

府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の 求め又は指示を行うものとする。

(緊急消防援助隊の出動)

- 府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させる ものとする。
- 対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし(別記様 式2-2)、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取 りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告す るものとする(別記様式2-2)。
- おける被災地消防本部に対して通知(消防本部にあっては、都道府県を経 由して行う。) するものとする (別記様式3-3)。

(指揮支援部隊の基本的な出動計画)

- 第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指 揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被 災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順 位第2位の消防本部が出動する。
- (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部の うち必要な隊が出動する。
- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活 動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプター が運休中の航空隊の中から、活動拠点へリベースに迅速に到着可能な隊 が出動する。

(航空小隊の基本的な出動計画)

- じめ任務を指定しておくものとする。
- (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊と し、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動すること とする。
- (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行 う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県 に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
- (1)統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指|(1)統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指| 揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
- (2)情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム(以下「ヘリサ」(2)情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム(以下「ヘリサ

(指揮支援部隊の基本的な出動計画)

- |第10条||指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指 揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被 災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順 位第2位の消防本部が出動する。
- (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部の うち必要な隊が出動する。
- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活 動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプター が運休中の航空隊の中から、活動拠点へリベースに迅速に到着可能な隊 が出動する。

(航空小隊の基本的な出動計画)

- 第 11 条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらか1第 11 条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらか じめ任務を指定しておくものとする。
 - (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊と し、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動すること とする。
 - (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行 う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県 に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
 - 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
 - 揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。

ット」という。) 又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収 集及び映像配信を任務とする。

- (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用| した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物 資等の輸送を任務とする。
- (4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を 任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁へりを優先的に使用するものとする。
- (1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- (2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

- 第 12 条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うもの 第 12 条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うもの とする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等によ り、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。
- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点か 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点か らの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示 を行うものとする。
- いる航空小隊は、兼務するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小 隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先す るものとする。
- する。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保する 6 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保する ものとする。

- ット」という。) 又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収 集及び映像配信を任務とする。
- (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用 した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物 資等の輸送を任務とする。
- (4)消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を 任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁へりを優先的に使用するものとする。
- (1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- (2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

- とする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等によ り、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。
- らの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示 を行うものとする。
- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されて|3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されて いる航空小隊は、兼務するものとする。
 - 隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先す るものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものと 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものと する。
 - ものとする。

- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指 定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難い場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給 活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプ ターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第 14 条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ|第 14 条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ 的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援 助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を 設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認め るときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害 2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害 対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県 災害対策本部及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和 36 年法律第1 223 号) 第 25 条第6項若しくは第 28 条の3 第8項の規定に基づく非常災 害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場 合に限る。)に近接した場所に設置するものとする。
- 連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第 39 条に規定する都道府県緊 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第 39 条に規定する都道府県緊

- 定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難い場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給 活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプ ターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援 助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を 設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認め るときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県 災害対策本部及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 25 条第6項若しくは第 28 条の3 第8項の規定に基づく非常災 害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場 合に限る。)に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な | 3 調整本部は自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連 携を図ることができる場所に設置するものとする。

急消防援助隊受援計画(以下「受援計画」という。)に定めておくものとす る。

- (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府 県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
- (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県| 内の代表消防機関又は代表消防機関代行
- (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」 については、被災地消防本部の職員
- (4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都| 道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支 援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた 方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関 すること。
- (2)被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援 助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関す ること。
- (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関するこ
- (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関す ること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

急消防援助隊受援計画(以下「受援計画」という。)に定めておくものとす

- (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府 県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
- (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県 内の代表消防機関又は代表消防機関代行
- (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」 については、被災地消防本部の職員
- (4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都 道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支 援部隊長
- 方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関 すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援 助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関す ること。
- (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関するこ
- (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関す ること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他l6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他l

- の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った 場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県消防応援活動調整 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県消防応援活動調整 本部」と呼称する。
- 所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとす る。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃 止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要 第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要 と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以 下「現地派遣職員」という。) を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町12 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町 村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものと する。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害 現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活 (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活 動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係 る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関す ること。

- の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った 場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場 所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとす る。
 - 止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以 下「現地派遣職員」という。) を派遣するものとする。
- 村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものと する。
- 現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- 動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係 る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関す ること。

- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6)被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関するこ

(航空運用調整班の設置)

第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調|第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調 整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するもの とする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

- のとおりとする。
- (1) 准出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、 規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と 調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方 支援本部)に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部 (調整本部が設置されない場合は被災地) と調整の上、宿営場所を決定 し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡す るものとする。

(情報共有等)

ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消 防援助隊車絡体制(別記様式7)により情報連絡体制等の明確化を図るも

- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6)被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関するこ

(航空運用調整班の設置)

整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するもの とする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

- 第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次1第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次1 のとおりとする。
 - (1) 淮出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を 考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、 進出拠点を決定し、応援都道府県(又は 応援都道府県の後方支援本部) に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部 (調整本部が設置されない場合は被災地) と調整の上、宿営場所を決定 し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡す るものとする。

(情報共有等)

第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、 ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消 防援助隊車絡体制(別記様式7)により情報連絡体制等の明確化を図るも

のとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空 指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急 消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管 理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な 情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び 支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静 止画の共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

- 観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、 次に掲げる場合に行うものとする。
- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人 命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、| 多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場 合
- 2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。 ただし、水上小隊、航空小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動 を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りでな V

(長官による部隊移動の求め又は指示)

のとする。

指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急 消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管 理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な 情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び 支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静 止画の共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

- 第 19 条 部隊移動は、竪急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の 第 19 条 部隊移動は、竪急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の 観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、 次に掲げる場合に行うものとする。
 - (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人 命救助のためそのいとまがない場合
 - (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、 多数の災害が発生している場合
 - (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場
 - 2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、 水上小隊、航空小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場 合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

- 第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。| 第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。
- (1)長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市|(1)長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市 町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」 という。) 及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援 助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとす る (別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急 消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関す る意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、 当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊 の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付し して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記) 様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場 合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっ ては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対 して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行 動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急 消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別 記様式6-4)。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道| 府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長 に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-5)。

- 町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」 という。) 及び緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関す る意見を求め(市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。)る ものとする (別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急 消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関す る意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、 当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊 の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付 して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記 様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場 合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっ ては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対 して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行 動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、 その旨を通知するものとする(別記様式6-4)。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道 府県の知事及び部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知(市町 村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。)するものとする(別記 様式6-5)。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

- とする。
- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本 部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村 の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、 緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都 道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由 して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うもの とする(別記様式6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、移動先の市 町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6) $-7)_{0}$
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対し て速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-8)。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊 が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市 町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由 して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別 記様式6-9)。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、 移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請 するものとする。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

- 第 21 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおり 第 21 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおり とする。
 - (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本 部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
 - (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村 の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、 緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都 道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
 - (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由 して都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応 部隊長、NBC災害即応部隊長又は十砂・風水害機動支援部隊長に対し て、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式6-6)。
 - (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先 の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様 式6-7)。
 - (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対し て速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-8)。
 - (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊 が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市 町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由 して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別 記様式6-9)。
 - (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
 - (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、 移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請 するものとする。

(受援都道府県の知事による増隊要請)

員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断し た場合には、長官に増隊の要請を行うものとする(別記様式1-1)。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第23条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同 第23条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同 道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。 この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県に出動した 指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書 面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4 $-1)_{0}$

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

- 第 25 条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空1第 25 条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空 指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡す る。
- 2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大 2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大

(受援都道府県の知事による増隊要請)

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人 第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人 員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断し た場合には、長官に増隊の要請を行うものとする(別記様式1-1)。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内におけし調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における る緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都1緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府 県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第 24 条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等 第 24 条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等 と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。 この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県に出動した 指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書 面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4 $-1)_{0}$

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

- 指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡す る。

隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災 害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防 援助隊の引揚げ決定を連絡する。

- 業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援 部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対 して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるもの とする。
- (1)活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2)活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
- 4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対 4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対 してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。 当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指 揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報 告するものとする。
- 5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空 5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空 部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡す る。
- 6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了 6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了 するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航 空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
- (1)活動概要(場所、時間、隊員数等)
- (2)活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無

隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災 害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防 援助隊の引揚げ決定を連絡する。

- 3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産 3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産 業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援 部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対 して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるもの とする。
 - (1)活動概要(場所、時間、隊数等)
 - (2)活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
 - してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。 当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指 揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報 告するものとする。
 - 部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡す る。
 - するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航 空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
 - (1)活動概要(場所、時間、隊員数等)
 - (2)活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無

- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
- 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮 支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げ るものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部 長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の 引揚げについて報告するものとする。
- 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了 した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援 都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

第 26 条 第 24 条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助 | 第 26 条 第 24 条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助 隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市 | 町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由 して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより谏や かに行うものとする(別記様式4-2)。

(帰署(所)報告)

- 第 27 条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該|第 27 条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該| 小隊等の最終帰署(所)後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、東 やかにその旨を報告するものとする。
- 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する 小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、連やかにその旨を報告する ものとする。

(活動結果報告)

- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
- 支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げ るものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部 長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の 引揚げについて報告するものとする。
- した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援 都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市 町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由 して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより凍や かに行うものとする(別記様式4-2)。

(帰署(所)報告)

- 小隊等の最終帰署(所)後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速 やかにその旨を報告するものとする。
- 小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告する ものとする。

(活動結果報告)

た小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を 取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消 防援助隊活動報告書(別記様式5-1、5-2)を作成し、消防庁及び受 援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

- 第 29 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱(政令市等 | 第 29 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱(政令市等 は5強)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に 掲げる場合は適用しない。
- (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

- 第 30 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表E-1及び別表E-2| 第 30 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表E-1及び別表E-2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同 時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 33 条に規定す る出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合 において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することが できない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、凍やかにその旨を 報告するものとする。
- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、 都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話によ り出動の要否を確認するものとする。

第 28 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動し 第 28 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動し た小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を 取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消 防援助隊活動報告書(別記様式5-1、5-2)を作成し、消防庁及び受 援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

- は5強)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に 掲げる場合は適用しない。
- (1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場 (1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場
 - (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

- のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同 時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第33条に規定す る出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合 において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することが できない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、凍やかにその旨を 報告するものとする。
- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、 都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話によ り出動の要否を確認するものとする。

- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表E-1及び別表E-13 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表E-1及び別表E-2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の 適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式3) -1又は3-4)を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援 規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第31条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の第31条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の 知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡すると ともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別 記様式3-2)。

(迅速出動の中止)

第32条 長官は、<mark>災害の状況等により</mark>、明らかに人的、住家被害等がないと 第32条 長官は、**震央が無人島、原野等で**、明らかに人的、住家被害等がな 判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

- 第33条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先(進出拠点を兼ねる。) | 第33条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先(進出拠点を兼ねる。) は、原則として、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮支援部隊
 - ア 統括指揮支援隊 震央管轄都道府県の都道府県庁舎
 - イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎(消防本部を 置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。)

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

- 2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の 適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式3) -1又は3-4)を送付するものとする。
- 規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡すると ともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別 記様式3-2)。

(迅速出動の中止)

いと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

- は、原則として、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮支援部隊
 - ア 統括指揮支援隊 震央管轄都道府県の都道府県庁舎
 - イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎(消防本部を 置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。)

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

- た場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。
- 2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、12 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、 被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断 した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、 指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対し て連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

- 第 35 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援 第 35 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援 助隊が出動進備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊 の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊 2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊 が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数 を報告するものとする(別記様式2-2)。

第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第36条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係 第36条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係 機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

- 第 34 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生し|第 34 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生し た場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。
 - 被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断 した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、 指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対し て連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

- 助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊 の出動可能隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数 を報告するものとする(別記様式2-2)。

第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

- 本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるよう に、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資 等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。
- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本 部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整につい て、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼 するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

- 第38条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等 第38条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等 を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実 施計画を策定するものとする。
- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に 関すること。
- (4) NBC災害即部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 十砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関するこ と。
- (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (7)情報連絡体制に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

- 第 37 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮 | 第 37 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮 本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるよう に、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資 等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。
 - 部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整につい て、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼 するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

- を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実 施計画を策定するものとする。
- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- 関すること。
- (4) NBC災害即部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 十砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関するこ
- (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (7)情報連絡体制に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

- 防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村 の消防長の意見を集約するものとする。
- して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大 隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又 | は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

- 助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関するこ と。
- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関す る特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)に規定する救助活動のための拠 点施設をいう。)の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、| ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関

- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消 防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村 の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対 して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大 隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又 は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

- 第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援 第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援 助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
 - 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2)緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関するこ | (2)緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関するこ
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関するこ
 - (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関す る特別措置法(平成14年法律第92号)に規定する救助活動のための拠 点施設をいう。)の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、 ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。

の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の 消防長の意見を集約するものとする。

- の内容と整合を図るものとする。
- 該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県 大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に 対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して 策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場 合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

- 第41条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動 の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに 必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当 該各号に定めるものとする。
- (1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費 及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村(以下「応援都道府県等」という。) にお いて負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に 要する経費

の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防 長の意見を集約するものとする。

- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、地域防災計画 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、地域防災計画 の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当 該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県 大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に 対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して 策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第40条 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道 第40条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条に基づき、調整本 部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関 である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとす る。

(新設)

前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都 道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議 を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁 が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

- 第42条 法第44条第5項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊 急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費 用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び 援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により 生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都 道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議 を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁 が別に定める。

|第11章 その他

(都道府県の訓練)

同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うな ど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第44条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能 第42条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能

第10章 その他

(都道府県の訓練)

第43条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合 第41条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合 同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うな ど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前 指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保する ものとする。

住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第45条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目第43条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目 は、消防庁が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前 指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保する ものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居 2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居 住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

は、消防庁が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(新設)

(略)

別記様式6-4

緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事

緊急消防援助隊行動市町村長

殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部 隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め・	指示	(消防組約	哉法第44	条第_	_項)
求め又は指示日時	00	年	月	B	時	分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり					
連絡事項						
产 相 争 块						

問い合わせを	Ē	消防庁災害対策本部 広域応援班			
NTT回線電話	Ŧ	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552	
地域衛星電	ŧ	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036	

(略)

(略)

別記様式6-4

緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村長 <u>殿</u> (<u>緊急消防援助隊行動都道府県知事 経由</u>)

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部 隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	• 指示	(消防組織	战法第44	条第_	_項)
求め又は指示日時	00	年	月	日	時	分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり					
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班			
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552	
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036	

(略)

「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

***	(四州中方)(多久人印为)			
新	旧			
緊急消防援助隊の運用に関する要綱	緊急消防援助隊の運用に関する要綱			
平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号	平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号			
改正 平成 17 年 3 月 30 日 消防震第 14 号	改正 平成 17 年 3 月 30 日 消防震第 14 号			
改正 平成 18 年 2 月 14 日 消防応第 15 号	改正 平成 18 年 2 月 14 日 消防応第 15 号			
改正 平成 18 年 6 月 22 日 消防応第 94 号	改正 平成 18 年 6 月 22 日 消防応第 94 号			
改正 平成 20 年 7 月 2 日 消防応第 109 号	改正 平成 20 年 7 月 2 日 消防応第 109 号			
改正 平成 20 年 8 月 27 日 消防応第 152 号	改正 平成 20 年 8 月 27 日 消防応第 152 号			
改正 平成 24 年 11 月 28 日 消防広第 95 号	改正 平成 24 年 11 月 28 日 消防広第 95 号			
改正 平成 26 年 3 月 26 日 消防広第 75 号	改正 平成 26 年 3 月 26 日 消防広第 75 号			
改正 平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号	改正 平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号			
改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号	改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号			
改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号	改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号			
改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号	改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号			
改正 令和2年7月17日 消防広第190号				
目次	目次			
第1章 総則	第1章 総則			
第2章 編成及び装備等の基準	第2章 編成及び装備等の基準			
第3章 出動	第3章 出動			
第4章 指揮活動	第4章 指揮活動			
第5章 防災関係機関との連携	第5章 防災関係機関との連携			
第6章 指揮支援実施計画及び受援計画	第6章 指揮支援実施計画及び受援計画			

第7章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、 緊急消防援助 隊に関する政令(平成15年政令第379号)及び緊急消防援助隊の 編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年消防震第9号。 以下「基本計画」という。)に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消 防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的と する。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の 例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3)指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。) における航空機を用 いた消防活動の拠点(以下「活動拠点へリベース」という。)の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の 属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をい う。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない 場合にその任務を代行する消防機関をいう。

第7章 その他

第1章 総則

(目的)

|第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、 緊急消防援助 隊に関する政令(平成 15 年政令第 379 号)及び緊急消防援助隊の 編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年消防震第9号。 以下「基本計画」という。)に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消 防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的と する。

(用語の定義)

- 例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3)指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。) における航空機を用 いた消防活動の拠点(以下「活動拠点へリベース」という。)の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の 属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をい う。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない 場合にその任務を代行する消防機関をいう。

- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村(東 京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道 府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を 用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、 毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はその おそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ず る災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれが ある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一 時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官(以下「長官」という。) の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊 が市町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、 一の市町村とみなす。以下この号において同じ。)若しくは都道府県をまたいで 別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の 指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたい で当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと 第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以

- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村(東 京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道 府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を 用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はその おそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ず る災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれが ある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一 時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官(以下「長官」という。) の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊 が都道府県をまたいで 別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定 に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防 援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以

下「要請要綱」という。) 第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計 画(以下「応援等実施計画」という。)に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関(代表消防機関が被災等に よりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。)の指揮隊 をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 大隊」と呼称す| る。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部から なるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成する ものとし、「(第○) 中隊」、「(○○消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称す る。

なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

- (4)小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(○ | ○) 小隊」と呼称する。
- を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

- し、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。
 - 法律第67号) 第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職 員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「○○消防本部| 統括指揮支援隊」、「○○消防本部指揮支援隊」、「○○消防本部(○○都道府県)

下「要請要綱」という。) 第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計 画(以下「応援等実施計画」という。)に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関(代表消防機関が被災等に よりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。)の指揮隊 をもって編成するものとする。
- (2)大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 大隊」と呼称す る。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部から なるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成する ものとし、「(第○) 中隊」、「(○○消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称す

なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

- (4)小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(○ ○) 小隊 | と呼称する。
- を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

- 第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと 第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと し、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。
- (1)統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法(昭和 22 年 | (1)統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法(昭和 22 年 法律第67号) 第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職 員をもって編成するものとする。
 - (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
 - (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「○○消防本部 統括指揮支援隊」、「○○消防本部指揮支援隊」、「○○消防本部(○○都道府県)

航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

- 第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと 第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと し、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成する ものとする。
- (2)統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助 小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成 するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県 に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 統合機 動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の 編成)

- 第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、「第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、 次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応 部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指 揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型 化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防 ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じ て、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとす

航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

- し、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成する ものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助 小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成 するものとする。
- (3)統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県 に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 統合機 動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の 編成)

- 次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応 部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指 揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型 化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防 ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じ て、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとす

る。

(3)エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○| ○都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

- 第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと 第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと し、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮 隊をもって編成するものとする。
- として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものと する。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(○○消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(十砂・風水害機動支援部隊の編成)

- おりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) 十砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、十砂・風水害機動支援部隊長の属する消 防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 十砂・風水害機動支援部隊は、十砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津) 波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及 び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心とし て編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道| 府県)十砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

る。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○ ○都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

- し、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮 隊をもって編成するものとする。
- として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものと する。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(○○消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(十砂・風水害機動支援部隊の編成)

- 第8条 十砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のと 第8条 十砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のと おりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
 - (1) 十砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、十砂・風水害機動支援部隊長の属する消 防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
 - (2) 十砂・風水害機動支援部隊は、十砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊 (津 波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及 び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心とし て編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
 - (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道 府県)十砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね 第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね 次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであるこ

- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えるこ
- ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対 応した次に掲げる資機材を備えること。
- (ア) 一般の毒劇物災害対応小隊 呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)
- (イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、 化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒 マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、 除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

- (2) 大規模危険物火災等対応小隊
 - ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施 設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものである こと。
 - イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送 車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水 砲搭載ホース延長車を備えること。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応 するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであるこ

- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えるこ
- ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対 応した次に掲げる資機材を備えること。
- (ア) 一般の毒劇物災害対応小隊 呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)
- (イ) C 災害及びB 災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、 化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒 マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、 除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

- (2) 大規模危険物火災等対応小隊
 - ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施 設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものである こと。
 - イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泃原液搬送 車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水 砲搭載ホース延長車を備えること。

- ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服 を備えること。
- (3) 密閉空間火災等対応小隊
 - ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災 等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
 - イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。
 - ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えるこ

(特殊装備小隊の装備等の基準)

- 第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむ 第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむ ね次のとおりとする。
- (1) 水難救助小隊
 - ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成される ものであること。
 - イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車 両又は船舶を備えること。
 - ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資 機材を備えること。
- (2) 遠距離大量送水小隊
 - ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両 並びに必要な隊員で構成されるものであること。
 - イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上 の離れた場所に毎分 3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができ るものであること。
- (3)消防活動二輪小隊
 - ア消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で

- ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服 を備えること。
- (3) 密閉空間火災等対応小隊
 - ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災 等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
 - イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。
 - ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えるこ

(特殊装備小隊の装備等の基準)

- ね次のとおりとする。
- (1) 水難救助小隊
 - ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成される ものであること。
 - イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車 両又は船舶を備えること。
 - ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資 機材を備えること。
- (2) 遠距離大量送水小隊
 - ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両 並びに必要な隊員で構成されるものであること。
 - イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上 の離れた場所に毎分 3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができ るものであること。
- (3) 消防活動二輪小隊
 - ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で

構成されるものであること。

- イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手 当資機材のいずれかを備えること。
- (4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の 設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車 両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

- アはしご車
- イ照明車
- ウ 空気ボンベ充填車
- エ 無人消火ロボット
- オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消 防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

- 緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものと する。
- 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務を つかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集に関すること。
- (2)被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

構成されるものであること。

- イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手 当資機材のいずれかを備えること。
- (4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の 設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車 両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

- アはしご重
- イ照明車
- ウ 空気ボンベ充填車
- エ 無人消火ロボット
- オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消 防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

- 第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での 第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での 緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものと する。
 - 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務を つかさどるものとする。
 - (1)被害情報の収集に関すること。
 - (2)被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等 | 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等 関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものと し、当該市町村災害対 策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

- 場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指 揮本部を設置するものとする。
- に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集に関すること。
- (2)被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関するこ と。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

- 第 13 条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するた | 第 13 条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するた め、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に 属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。
- 2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2)後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5)物資等の搬送計画に関すること。

- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものと し、当該市町村災害対 策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

- 第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した 第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した 場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指 揮本部を設置するものとする。
- に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1)被害情報の収集に関すること。
 - (2)被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関するこ
 - (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

- め、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に 属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りではない。
- 2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2)後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。

- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7)消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供 に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必|第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必 要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による 出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第 15 条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小 第 15 条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小 隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

- 速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。
- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2)被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3)都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関す|(3)都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関す ること。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。
- (8) 宿営場所の設営に関すること。

- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7)消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供 に関すること。

(新設)

(8) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による 出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

- 第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅 第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅 速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
 - (2)被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
 - ること。
 - (4)被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - (5) 被災地における通信の確保に関すること。
 - (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
 - (7) 航空消防活動の支援に関すること。
 - (8) 宿営場所の設営に関すること。

- (9)被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関す ること。
- 該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小 隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊 第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊 災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するも のとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害 第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害 等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大 隊と別に迅速に出動するものとする。

(十砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を 第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を 伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援 隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

- 第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点へリベ 第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点へリベ ースに出動するものとする。
- 2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとす 2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとす る。

- (9)被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関す ること。
- 2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当 2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当 該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小 隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するも のとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大 隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援 隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

- ースに出動するものとする。
- る。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、|第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、 次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又 は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都 道府県大隊、統合機動 部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び十砂・風 水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対 して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当 該受援都道府県の消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整す るものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクション プランに定めるところによるものと する(以下、第2号及び第3号について同 \mathbb{C}_{\circ}).

(2) 准出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、 調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、進出拠点を決定 し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものと する。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(調整本 部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県 (又は応援都道府県の後方支援本部) に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N BC災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進 出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対し

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又 は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都 道府県大隊、統合機動 部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び十砂・風 水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対 して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当 該受援都道府県の消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整す るものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクション プランに定めるところによるものと する(以下、第2号及び第3号について同 $[C_0]_0$

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、 調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、進出拠点を決定 し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものと する。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(調整本 部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県 (又は応援都道府県の後方支援本部) に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N BC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進 出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対し

て報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更 する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報 告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

- 第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、 NBC災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整 本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について 報告するものとする。
- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NB 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NB C災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先 市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するもの とする。
- 砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、 当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、 無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速や かに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、 NBC災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者 及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長(以下「指揮支援本 部長」という。) に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機 材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

(1) 被害狀況

て報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更 する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報 告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

- | 第 22 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、 NBC災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整 本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について 報告するものとする。
- C災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先 市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するもの とする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び十13 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び十. 砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、 当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、 無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を凍や かに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

|第 23 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、 NBC災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者 及び第 25 条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長(以下「指揮支援本 部長」という。)に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機 材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

(1)被害状况

- (2) 活動方針
- (3)活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項
- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本 部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

- 援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐 し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うもの とする。
- 被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動の管 理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地 における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部 長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部 長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の

- (2) 活動方針
- (3)活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項
- 部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

- 第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支|第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支 援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐 し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うもの とする。
- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、12 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、 被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動の管 理を行うものとする。
 - における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
 - 長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長 若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の

活動の指揮を行うものとする。

- 援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行う ものとする。
- 小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

- 揮支援本部」という。) を設置するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとす|2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとす る。
- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2)被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に 係る活動調整に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

活動の指揮を行うものとする。

- 7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支|7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支 援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは 指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行う ものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長(指揮支援部隊長を除く。)の指揮の下で、19 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長(指揮支援部隊長を除く。)の指揮の下で、 小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

- 第 25 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「指| 第 25 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「指 揮支援本部」という。)を設置するものとする。
 - る。
 - (1) 第1順位 指揮支援隊長
 - (2) 第2順位 都道府県大隊長
 - (3) 第3順位 統合機動部隊長
 - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
 - 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1)被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2)被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に 係る活動調整に関すること。
 - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

- (8) その他必要な事項に関すること。
- きる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事 務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員 を派遣するものとする。
- 隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、 指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指 名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町16 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町 村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保 安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものと 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものと する。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「○○市町村緊急消防援助隊指揮支援 | 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「○○市町村緊急消防援助隊指揮支援 本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

- 部(以下「航空指揮支援本部」という。)を設置するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとす|2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとす る。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関するこ と。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3) 調整本部に対する報告に関すること。

- (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることがで14 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることがで きる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事 務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員 を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大 隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、 指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指 名するものとする。
 - 村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保 安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
 - する。
 - 本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

- 第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点へリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本 第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点へリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本 部(以下「航空指揮支援本部」という。)を設置するものとする。
 - る。
 - 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1)受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関するこ
 - (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (3) 調整本部に対する報告に関すること。

- (4)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場 合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場 合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県緊急消防援助隊 6 航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等 7 が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を 活動拠点へリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断し た場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以下「現地派遣職員」 という。) を派遣するものとする。
- 策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援 に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁| との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

- (4)被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。
- 合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場 合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県緊急消防援助隊 航空指揮支援本部」と呼称する。
- 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等 が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を 活動拠点へリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- |第 27 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断し た場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以下「現地派遣職員」 という。) を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対 策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に | 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に 現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1)被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援 に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁 との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6)被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

- 第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部 | 第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部 を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4)被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録(動画及び静止画によるものを含 す。) に関すること。
- (5)被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 称する。

(現地合同調整所の設置)

- 第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関 第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関 係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調 整所を設置するものとする。
- するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機 動部隊長、NBC災害即応部隊長、十砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又 は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に

- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6)被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

- を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4)被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録(動画及び静止画によるものを含 す。) に関すること。
- (5)被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「○○都道府県大隊本部」と呼┃3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「○○都道府県大隊本部」と呼 称する。

(現地合同調整所の設置)

- 係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調 整所を設置するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言 するものとする。
 - 動部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又 は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に

参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、 情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情 報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

- 一ス指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体 制(別記様式1)により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、 都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報 システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動熊管理システム等を積極的に活用 し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊 急消防援助隊動熊情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動 状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

(活動報告等)

- 第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消 第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消 防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び 調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援 隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者 及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急|3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急 消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部 に対して適宜報告するものとする。
- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項に 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項に

参画させるものとする。

前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、 情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情 報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

- 第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベー第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベ 一ス指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体 制(別記様式1)により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
 - 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、 都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報 システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動熊管理システム等を積極的に活用 し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊 急消防援助隊動熊情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動 状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

(活動報告等)

- 防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び 調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者 及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部 に対して適宜報告するものとする。

ついて、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。

- C災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動 予定その他必要な事項を記載した活動日報(別記様式2)を作成し、指揮支援本部 長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機 動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成す る小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするもの とする。
- 報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活 18 航空指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活 動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

- とする。
- (1)消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本 部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防 災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線(以下「防災相互 波」という。)その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、 統制波1を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要があ

ついて、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。

- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NB | 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NB C災害即応部隊長及び十砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動 予定その他必要な事項を記載した活動日報(別記様式2)を作成し、指揮支援本部 長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機 動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成す る小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするもの とする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活動日 6 指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活動日 報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報(別記様式2)を作成し、航空 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報(別記様式2)を作成し、航空 指揮支援本部長に対して報告するものとする。
 - 動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、第6項及び第19 指揮支援部隊長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、第6項及び第 8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

- 第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うもの 第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うもの とする。
 - (1)消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本 部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防 災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線(以下「防災相互 波」という。) その他無線を使用する。
 - (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、 統制波1を使用する。
 - (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要があ

- る場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及 び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場 合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活 動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮 支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無 線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用 する。
- (7)同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギ 一・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊 相互及び同一十砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のと おり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援 隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波 以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、 航空波を使用する。
- (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用 する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項について は、消防庁が別に定める。
- (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- ものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2)無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に

- る場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及 び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場 合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活 動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮 支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無 線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用 する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギ 一・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊 相互及び同一十砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線诵信は、別表のと おり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援 隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波 以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、 航空波を使用する。

(新設)

- (10) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用する 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用する ものとする。
 - (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
 - (2)無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に

掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとす る。

- ア 応援要請を行う場合
- イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
- ウ 新たな災害が発生した場合
- エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、|第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、 警察、海上保安庁、TEC-FORCE (国土交通省が派遣する緊急災害対策派 | 遺隊をいう。) 等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、 情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、 ドクターへリ(救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置 法(平成19年法律第103号)に規定する救急医療用へリコプターをいう。)等と連 携して活動するものとする。

掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとす る。

- ア 応援要請を行う場合
- イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
- ウ 新たな災害が発生した場合
- エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関1第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関 係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

警察、海上保安庁、TEC-FORCE(国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣 隊をいう。) 等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、 情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

| 第 35 条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、 ドクターへリ(救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置 法(平成19年法律第103号)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)等と連 携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

- び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援 助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関 と緊密な連携を図るものとする。
- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊 急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じ て、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

- 報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に 連携するものとする。
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

- 第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊 第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊 及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとす る。
- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5)情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

- 第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及1第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及 び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援 助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関 と緊密な連携を図るものとする。
 - 急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じ て、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

- 第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情 第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情 報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に 連携するものとする。
 - 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

- 及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとす る。
- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5)情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。

- (7) その他必要な事項に関すること。
- 定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報 告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の 知事に対して情報提供するものとする。
- 知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定す るものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3)情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の 知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告する とともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属 する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

- 第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助 第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助 隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措 |

- (7) その他必要な事項に関すること。
- 3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策|3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策 定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報 告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の 知事に対して情報提供するものとする。
- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の 知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定す るものとする。
 - 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
 - (3)情報連絡体制に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。
 - 知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告する とともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属 する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

- 隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措

置法(平成14年法律第92号)に規定する救助活動のための拠点施設をいう。) の運用に関すること。

- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及 び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受 援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

- 第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対 第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対 して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。
- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防 第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防 庁が別に定める。

附則

置法(平成14年法律第92号)に規定する救助活動のための拠点施設をいう。) の運用に関すること。

- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。
- び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急 第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急 消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受 援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

- して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。
- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

庁が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の 規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

周波数名	割当都道府県				
主運用波1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県				
主運用波2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県				
主運用波3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県				
主運用波4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県				
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県				
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県				
主運用波7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県				

周波数名	割当都道府県
主運用波1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

別記様式1

〇〇春道府泉大縣 所屬 大隊長 氏名 統合機劃 所属 部隊長 氏名 所属 後方支援本部 TEL (2)

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分現在

消防庁				
災害対策本部	(広域に	援班 陸上・航空)		
NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49026
メールアドレス		kinentai0119	@soumu	gojp

〇〇都道				
災害対策本部	K	設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線			FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職·氏名	
航空連用調整地	TEL		FAX	

調整本部		設置場所:
NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	氏名	TEL
经减损据支持效果	所属	TEL
机物物等火体等压	氏名	' '

政府现地对策	能本部	設置場所:		
政府現地対策 NTT回線	TEL	設置場所:	FAX	_
	TEL	設置場所:	FAX	

〇〇市町		設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
* #r E	III. AF		TEI	

指揮本部		設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部		設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長			TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

緊急消防 陸上 〇〇都道府第		小隊		
大隊長	所属		TEL	
人際文	氏名			
統合機動	所属		TEL	
部隊長	氏名			
	所属			
後方支援本部	TEL		FAX	

FAX

大隊長	所属	TEL	
V 109-200	氏名		
統合機動	所属	TEL	
部隊長	氏名		
	所属		
後方支援本部	TEL	FAX	
	x-4.772.X		

航空			
ヘリベース	(HB)	設置場所:	
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無		FAX	
地域衛星回	線 TEL	FAX	
メールアドレ	7		
HB指揮者	所属	TEL	
no respect	轍・氏名		
航空指揮支援多角	# 所属	TEL	
(航空指揮支援隊		-	
航空後方式		TEL	
接隊長	氏名		

〇〇都道府第	和大馬		
大隊長	所属	TEL	
V 188 2K	氏名		
統合機動	所属	TEL	
部隊長	氏名		
	所属		
後方支援本部	TEL	FAX	

接隊長	氏名				
フォワードベー	-ス(F	B)	設置場所	F:	
FB指揮者	所属			TEL	
FD felf#-fe	職·氏名				
	所属			TEL	
1	EL A7				

別記様式1

○ 都道府県 炎害対象本都 NT回線 TEL 消防防災無線 TEL 地域衛星回線 TEL

メールアドレス 本部長 氏名 航空運用調整班 TEL

大隊長 所属 氏名 統合機動 所属 形隊長 氏名

○○都道府県 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

NTT回線 TEL 消防防災無線 TEL 地域衛星回線 TEL メールアドレス 本部長 氏名

見地深遺職員 派遣場所	贈・氏名	TEI
ATCAD 48 P/T	版:氏省	IEL
		_

 政府環境分標本部
 設置場所:

 NTT回線
 TEL

 消防防災無線
 TEL

 地域衛星回線
 TEL

〇〇 年 月 日 時 分現在

所:			政府现地对领	電本 ぎ	設置場所:		
	FAX]	NTT回線	TEL		FAX	
	FAX]	消防防災無線	TEL		FAX	
	FAX]	地域衛星回線	TEL		FAX	
]	メールアドレス				
	TEL]	本部長	職·氏名		TEL	
	TEL]					
		1					

災害対策本部	B	設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

FAX FAX FAX

TEL 職·氏名 FAX

FAX

物學本部		設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本信	Б	設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

陸上			
00都進府別	大獣		
大隊長	所属	TEL	
人称女	氏名		
統合機動	所属	TEL	
部隊長	氏名		
	所属		
後方支援本部	TEL	FAX	
	<i>μ</i> -λ7FυX		

〇〇都道府界	大学			
大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動	所属		TEL	
部隊長	氏名	•		
	所属			
後方支援本部	TEL	ĺ	FAX	
	ナールアドレス			

	ナールアテレス		
〇都進府県	大戦		
大隊長	所属	TEL	
人称女	氏名		
充合機動	所属	TEL	
部隊長	氏名	·	
	所属		
方支援本部	TEL	FAX	
	≠ −ルアドレス		

航空				
ヘリペース()	IB)	設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
HEATH	職·氏名			
航空指挥支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支	所属		TEL	
援隊長	氏名			

フォワードベー	一ス(F	B) 設置場所:		
FB指揮者	所属		TEL	
FD指挥包	職·氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

別記様式2(航空小隊を除く) 緊急消防援助隊活動報告(日報) 消防庁長官 殿 (指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長) 00 報告日時 年 月 日() 時 分 現在 災害名 市区町村 活動場所 都道府県 種別 時間 活動場所 活動概要(連携活動機関を含む) 活動内容 有・無 有・無 隊員の負傷 車両・資機材の損傷 上記負傷、損傷 の内容 隊種別 隊員数 隊種別 隊数 隊員数 隊数 指揮支援隊 通信支援小隊 隊 人 隊 人 出 指揮隊 隊 人 航空小隊 隊 人 動隊の 消火小隊 隊 人 特殊災害小隊 隊 人 状況 救助小隊 隊 特殊装備小隊 隊 人 人 救急小隊 隊 隊 人 人 その他の小隊 合計 隊 人 災害種別 火災 救助 救急 合計 助 件 数 件 件 件 人 搬送 救助·搬送人数 人 人 人 件 件 件 人員 総計(指揮支援 人 隊が入力) 人 人 人 宿営場所 名称 所在地 活動時間 時 時 分 分 活動場所 隊 活動規模 隊数 隊員数 活 ...動 活動内容 , 定

氏 名

消防本部

TEL

報告者

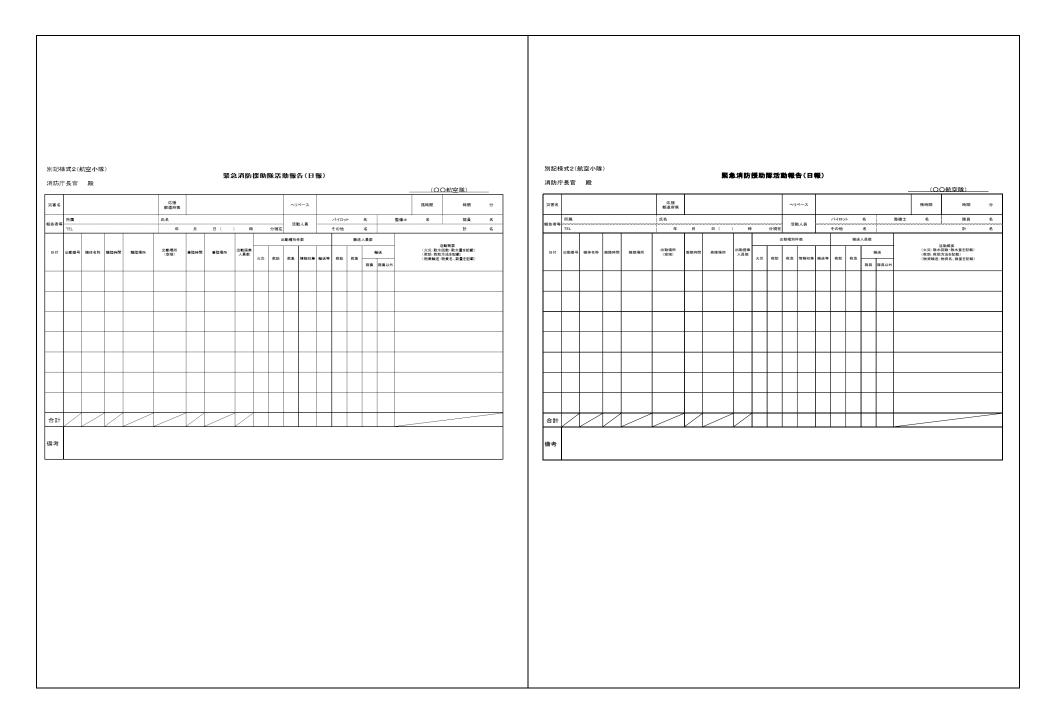
別記様式2(航空小隊を除く)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

1	報告日時			<u>平成</u>	年	月	日	()		時 分	現在		
	災害名												
:	活動場所	都道	府県					市区	西村				
		種	別	時	間	活動	場所		活動	概要(連携	活動機關	関を含む)	
活動内容													
	隊員の負傷			有・無	:		車両	・資機材の	の損傷			有·無	
上訂	記負傷、損傷 の内容												
	隊種別	j	隊	隊数 隊		員数		隊種別	隊種別			隊員数	
出	指揮支援	隊	隊		人		通	信支援小	、 隊		隊		人
動	指揮隊	ţ	隊		人		航空小隊			隊		人	
隊 の	消火小	隊		隊		人		特殊災害小隊			隊		人
状況	救助小	隊		隊		人	特	殊装備小	、 隊		隊		人
沉	救急小隊		隊		人	その他の小隊			隊		人		
								合計			隊		人
救	災害種別		火災			救助			救急			合計	
助・	件 数			件			件			件			
搬	救助・搬送人数			人			人			人		·	人 —
送人	総計(指揮支援			件			件			件			人
員	隊が入力)			人			人			人		•	
	宿営場所	名称					所在地						
꽢	活動時間			時		分	~		時			分	
日の	活動場所												
活	活動規模	隊	数			隊	隊	員数)
動予定	活動内容												
	消防本部					氏	名						
報告者							_	1					



「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

新	旧
大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
昭和61年 5月30日 消防救第61号	昭和61年 5月30日 消防救第61号
改正 平成 4年 3月23日 消防救第39号	改正 平成 4年 3月23日 消防救第39号
改正 平成 5年 3月26日 消防救第36号	改正 平成 5年 3月26日 消防救第36号
改正 平成 5年 5月14日 消防救第66号	改正 平成 5年 5月14日 消防救第66号
改正 平成 6年 4月 1日 消防救第45号	改正 平成 6年 4月 1日 消防救第45号
改正 平成 7年 6月12日 消防救第83号	改正 平成 7年 6月12日 消防救第83号
改正 平成 8年 6月28日 消防救第127号	改正 平成 8年 6月28日 消防救第127号
改正 平成 8年11月 7日 消防救第244号	改正 平成 8年11月 7日 消防救第244号
改正 平成 9年 3月19日 消防救第67号	改正 平成 9年 3月19日 消防救第67号
改正 平成10年 3月31日 消防救第47号	改正 平成10年 3月31日 消防救第47号
改正 平成11年 3月26日 消防救第68号	改正 平成11年 3月26日 消防救第68号
改正 平成12年 7月26日 消防救第202号	改正 平成12年 7月26日 消防救第202号
改正 平成12年12月25日 消防救第316号	改正 平成12年12月25日 消防救第316号
改正 平成21年 3月23日 消防応第97号	改正 平成21年 3月23日 消防応第97号
改正 令和 2年 7月17日 消防広第190号	
1 目的	1 目的
この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和2	この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和2
2年法律第226号)第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が	2年法律第226号)第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が
回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を保有する他の都道府県又は他の都道府県	回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を保有する他の都道府県又は他の都道府県

に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」

に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」

という。) を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

へりを保有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

へリを保有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場 (これに附随する救急搬送活動を含む。)

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあっては、市町村長とする。以下同じ。)は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以下「特別救助隊等」という。)の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県(以下「応援側市町村等」という。)を決定するものとする。

- 6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続
- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場 消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに附随する救急搬送活動を含む。)

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあっては、市町村長とする。以下同じ。)は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以下「特別救助隊等」という。)の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県(以下「応援側市町村等」という。)を決定するものとする。

- 6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続
- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村

- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側 市町村が属する都道府県(以下「所属都道府県」という。)の知事に対し要請を 行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防 長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
 - ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名 又はヘリを保有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ① 要請側消防本部の連絡先

- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側 市町村が属する都道府県(以下「所属都道府県」という。)の知事に対し要請を 行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防 長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
 - ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名 又はヘリを保有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ① 要請側消防本部の連絡先

- ① その他必要な事項
- 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知
- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行 うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示 に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時 に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知 し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町 村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。
- 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知
- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第 (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第 6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項』 とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応 援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応 援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、 同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援 側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とある のは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行う ことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側 市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都 道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要 請側市町村の長へ通知するものとする。
- 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められ た手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消 防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府

- ① その他必要な事項
- 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知
- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行 うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示 に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時 に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知 し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町 村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。
- 8 都道府県がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知
 - 6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」 とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応 援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応 援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、 同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援 側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあ るのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行う ことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側 市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都 道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要 請側市町村の長へ通知するものとする。
- 9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められ た手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空 消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道

県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしな ければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事熊が生じた場合は、応援| 側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断すること ができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについ ては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応 援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じて (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じて その連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

(1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きへりが広域航空消1 防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着し たときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防 応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まる ものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が1 中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援 は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

(1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災 (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災 害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗して いる指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮 者に通告するものとする。

府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きを しなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援 側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断すること ができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについ ては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応 援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- その連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

(1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消 防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着し たときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防 応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まる ものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が 中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援 は終了するものとする。
- 12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等
 - 害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該へりに搭乗して いる指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮 者に通告するものとする。

- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の 基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。
- 13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等
- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあら かじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へ あらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出 を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- 作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ 計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町 村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出ておくものとし、その内 容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

(1) へりを保有する市町村(都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う市町|(1) へりを保有する市町村(都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う市町 村を除く。) の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を 通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様と する。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本 項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定め る省令 | 別表1及び別表2のうちへりによる搬送が可能な救助器具(以下「救

- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の 基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。
- 13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等
- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあら かじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へ あらかじめ届出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を 行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の | (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の 作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ 計画の作成を行うものとする。
 - (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町 村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出ておくものとし、その内 容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を 通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様と する。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本 項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有へりの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定め る省令 | 別表1及び別表2のうちへリによる搬送が可能な救助器具(以下「救

助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官 に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様と する。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本 項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量
- 16 消防庁長官の情報提供
- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属 都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び ③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。
- 17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令 (平成15年政令第379号)第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担 するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村 等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行う ための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官 に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様と する。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本 項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量
- 16 消防庁長官の情報提供
- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属 都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び ③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。
- 17 広域航空消防応援に要する経費の負担<u>区分</u> 広域航空消防応援に要する経費の負担<u>区分</u>は、次の各号に定めるところによるも のとする。
- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

	(5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、
	要請側と応援側が協議して定めるものとする。
18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するた	18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するた
め、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。	め、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。
19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。	19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

新	旧
大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目
昭和61年 5月30日 消防救第61号	昭和61年 5月30日 消防救第61号
改正 平成 4年 3月23日 消防救第39号	改正 平成 4年 3月23日 消防救第39号
改正 平成 5年 3月26日 消防救第36号	改正 平成 5年 3月26日 消防救第36号
改正 平成 5年 5月14日 消防救第66号	改正 平成 5年 5月14日 消防救第66号
改正 平成 6年 4月 1日 消防救第45号	改正 平成 6年 4月 1日 消防救第45号
改正 平成 7年 6月12日 消防救第83号	改正 平成 7年 6月12日 消防救第83号
改正 平成 8年 6月28日 消防救第127号	改正 平成 8年 6月28日 消防救第127号
改正 平成 8年11月 7日 消防救第244号	改正 平成 8年11月 7日 消防救第244号
改正 平成 9年 3月19日 消防救第67号	改正 平成 9年 3月19日 消防救第67号
改正 平成10年 3月31日 消防救第47号	改正 平成10年 3月31日 消防救第47号
改正 平成11年 3月26日 消防救第68号	改正 平成11年 3月26日 消防救第68号
改正 平成12年 7月26日 消防救第202号	改正 平成12年 7月26日 消防救第202号
改正 平成12年12月25日 消防救第316号	改正 平成12年12月25日 消防救第316号
改正 平成15年 3月31日 消防救第77号	改正 平成15年 3月31日 消防救第77号
改正 平成17年12月20日 消防応第35号	改正 平成17年12月20日 消防応第35号
改正 平成21年 3月23日 消防応第97号	改正 平成21年 3月23日 消防応第97号
改正 中級21中 3月23日 福防心第3 7 号 改正 令和 2年 7月17日 消防広第119号	以正 十成21十 3月23日 相例/心别 3 1 万
以正 7世 2年 7月17日 相例从第1195	
1 865	1 日 <i>6</i> 5
	1 目的
この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」	この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」
という。)	という。)

第19項の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の 手続等の細部事項について定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

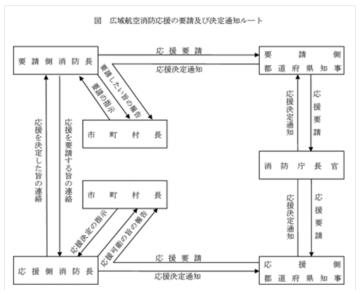
要綱第2項第1号における要請側市町村をいう。

(2) 要請側都道府県 要綱第2項第2号における要請側都道府県をいう。

(3) 応援側市町村 要綱第2項第3号における応援側市町村をいう。

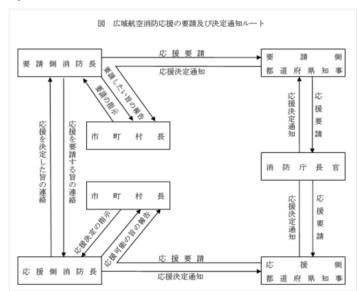
(4) 応援側都道府県 要綱第2項第4号における応援側都道府県をいう。

- 3 広域航空消防応援の要請手続
- (1) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知手続きの順序は、次図のとお (1) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知手続きの順序は、次図のとお りとする。



第19条の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の 手続等の細部事項について定めるものとする。

- 2 用語の定義
- (1) 要請側市町村 要綱第2項第1号における要請側市町村をいう。
- (2) 要請側都道府県 要綱第2項第2号における要請側都道府県をいう。
- (3) 応援側市町村 要綱第2項第3号における応援側市町村をいう。
- (4) 応援側都道府県 要綱第2項第4号における応援側都道府県をいう。
- 3 広域航空消防応援の要請手続
- りとする。



(2) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファ│(2) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファ

ックス等によって様式1 (①から⑦までに限る。) により行うとともに、後日正 式文書を送付するものとする。

- (3) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1 (⑧から⑱までに限る。) により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (5) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。
- 4 通信連絡

要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は統制波とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

- 5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等
- (1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場 外離発着場(以下「離発着場」という。)の位置図等
 - ② 燃料の補給体制
 - ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
 - ④ 離発着場への職員の派遣
 - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の 除去等離発着に必要な措置
 - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
 - ⑦ その他必要と認める事項
- (2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。
- 6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等
- (1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 要綱第13項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等

ックス等によって様式1 (①から⑦までに限る。) により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。

- (3) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1 (8から18までに限る。) により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (5) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。
- 4 通信連絡

要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は全国共通波(150.73MHz)とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

- 5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等
- (1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場 外離発着場(以下「離発着場」という。)の位置図等
 - ② 燃料の補給体制
 - ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
 - ④ 離発着場への職員の派遣
 - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の 除去等離発着に必要な措置
 - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
 - ⑦ その他必要と認める事項
- (2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。
- 6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等
- (1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 要綱第13項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等

- ② 昼間、夜間における連絡体制
- ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完 措置
- ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助
- (2) 要綱第14項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出 るものとする。
- (3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るもの とする。

なお、その内容に変更があった場合は、その都度届け出るものとする。

7 事故時の連絡等

- (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応 (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応 援側市町村の消防長(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合に は、当該都道府県の知事を含む。)に速やかに連絡するものとする。
 - ① 人の死傷を伴う事故
 - ② 航空機の重大な損傷事故
 - ③ 救難対策を必要とする事故
- (2) 応援側市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除 く。)の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、 応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- (3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が 予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- 8 応援側市町村及び応援側都道府県の届出
- (1) 要綱第15項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合は、次の 様式によるものとする。
 - ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式4
 - ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5
 - ③ 救助器具 様式6

- ② 昼間、夜間における連絡体制
- ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完 措置
- ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助
- (2) 要綱第14項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出 るものとする。
- (3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るもの とする。

なお、その内容に変更があった場合は、その都度届け出るものとする。

7 事故時の連絡等

- 援側市町村の消防長(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合に は、当該都道府県の知事を含む。)に速やかに連絡するものとする。
- ① 人の死傷を伴う事故
- ② 航空機の重大な損傷事故
- ③ 救難対策を必要とする事故
- (2) 応援側市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除 く。)の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、 応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- (3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が 予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- 応援側市町村及び応援側都道府県の届出
- (1) 要綱第15項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合は、次の 様式によるものとする。

様式6

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式4
- ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5
- ③ 救助器具

(2) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があった場合は、その都度届け出るものとする。

- 9 消防庁長官の情報提供
- (1) 要綱第16項第1号に定める情報提供は、様式3によるものとする。
- (2) 要綱第16項第2号に定める情報提供は、様式6及び様式7によるものとする。

10 経費の支払方法

要綱第17項に定める応援に要した経費の支払方法については、次の各号による。

(削除)

- (1) 応援側市町村の長(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、 当該都道府県の知事を含む。)は、応援終了後14日以内に当該応援に要した経費 の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
- (2) 要請側市町村の長は、通知を受けてから7日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。
- (3) 要請側市町村は、第1号の通知があった日から90日以内に応援に要した経費を応援側市町村(都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。) に支払うものとする。

(2) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があった場合は、その都度届け出るものとする。

- 9 消防庁長官の情報提供
- (1) 要綱第16項第1号に定める情報提供は、様式3によるものとする。
- (2) 要綱第16項第2号に定める情報提供は、様式6及び様式7によるものとする。

10 費用負担

要綱第17項に定める応援に要した経費の<u>負担区分及び</u>支払方法については、次の各号による。

- (1) 要請側市町村の負担する経費
 - ① ヘリの燃料費
 - ② 隊員の出場手当、旅費、日当及び宿泊費
 - ③ 当該応援により特別に必要となったヘリの修繕料
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費
 - ① 土地、建物及び工作物等に対する補償費
 - ② 一般人の死傷に伴う損害賠償
 - ③ 機体の補償費
 - ④ その他の諸経費
- (3) 応援側市町村の長(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、 当該都道府県の知事を含む。) は、応援終了後14日以内に当該応援に要した 第 1号に定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
- (4) 要請側市町村の長は、通知を受けてから7日以内に通知書の写を要請側都道府 県の知事に送付するものとする。
- (5) 要請側市町村は、第3号の通知があった日から90日以内に応援に要した経費 を応援側市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当 該都道府県を含む。)に支払うものとする。

様式1

広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表

2	要請側消防 本部連絡者	要請側都道 府県連絡者	消	防	庁	応援側都道 府県連絡者	応援側消防 本部連絡者

(1)	応		援		側	
U)	市	町	†	村	名	
2	要	請 者	職	· 氏	名	消防本部消防長 市町村長
3	要	請		Ħ	時	年 月 日 時 分
4	災	害発	生	. 日	時	年 月 日 時 分 (要請時に災害発生日時が判明していない場合は覚知日時を記入)
5	災災		生の	場概	所要	
6	応活	援動	の :	種処	別点	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援 ①定置場 ②離発着場
7	応	援	の	概	要	
8		援の身び応				

様式1

広域航空消防応援 (ヘリコプター) 要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	要請側都道 府県連絡者	消	防	庁	応援側都道 府県連絡者	応援側消防 本部連絡者

(1)	要		請		先							
	市	町	木	r	名							
2	要	請者	職 •	氏	名				消防本部市町			
3	要	請	F		時	平成	年	月		Ħ	時	分
4	災	害発	善生	日	時	平成	年	月		Ħ	時	分
5	災	害発	生	場	所							
	災	害	の	概	要							
6	応活	援 動	の 拠	種 L	別 点		 ①調査 ①定置場 	②火災	③救助 ②離死	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4)救急	⑤救援
7	応	援	の	概	要							
8		援の身び応										

	第1順位					第1順位		
⑨ 離着陸可能な場所	第2順位			9	離着陸可能な場所	第2順位		
	給油の可否		可・否			給油の可否		可・否
⑩ 給油体制	給油方法			10	給油体制	給油方法		
	体制作りの所要時分					体制作りの所要時分		
現場最高指揮者 (1) 職. 氏名. 無線局名				11)	現場最高指揮者職.氏名.無線局名			
離発着場における ② 資機材の準備状況				12	離発着場における 資器材の準備状況			
他機関の航空機及び ③ ヘリの活動状況				13	他機関の航空機及び ヘリの活動状況			
他の消防本部に対する ④ 応援へリ要請状況				14	他の消防本部に対する 応援ヘリ要請状況			
⑤ 気象の状況	天候 () 風向 ()風力(m/s) 視界 (m)	15	気象の状況	天候()風向()風力(m/s) 視界 (m)
⑯ ヘリの誘導方法				16	ヘリの誘導方法			
要請側消防本部 ⑰ 連絡先				Ū	要請側消防本部 連絡先			
® その他				18	その他			
				(略)				